

平成20年度助成事業に関する事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構

基金事業審査・評価委員会 評価部会

はじめに

独立行政法人福祉医療機構では、長寿・子育て・障害者基金の運用益により、約20年にわたって、民間の福祉活動に対して助成を行ってきた。全国から多くの応募をいただき、その中から毎年度800件から1,000件前後のNPOなどの民間団体に約30億円の助成を行うことにより、NPO法人や社会福祉法人に加え、地域においてきめ細かな活動を実践する任意団体やボランティア団体など幅広く対象として、高齢者、障害者、子ども、それらを支える家族などを支援する活動の後押しをしてきた。

本評価部会においては、この機構の助成事業が有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結び付けるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その成果をその後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ生かすことに努めてきた。本報告書は、本年度の本評価部会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

11月に実施された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金については全額国庫に返納し、平成22年度以降の助成財源は毎年度予算要求することとの評決が下された。しかしながら、今後さらに少子高齢社会が進展し、地域における福祉ニーズが複雑化、多様化する中で、民間福祉活動の役割は高まる一方であり、この助成事業の持つ意義は一層重要なものとなるといえる。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価の成果のさらなる活用に努め、柔軟かつ一層積極的な事業展開を期待したい。

平成22年3月

基金事業審査・評価委員会 評価部会

目 次

平成20年度助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価の方法について	1
2. 今年度評価の概要	4
(1) 平成21年度における評価方針	4
評価方針の位置づけ	4
(2) 今年度評価の概要	8
過去5カ年の全体的な助成状況	8
自己評価の概要	9
ア) 自己評価書に基づく助成状況等	10
イ) 評価項目及び総合評価にかかる全体的な傾向	12
ウ) 自己評価結果	14
ヒアリング評価の概要	16
ア) ヒアリング対象事業	16
イ) ヒアリング評価結果の概要	18
ウ) 自己評価とヒアリング評価の相関関係	20
エ) ヒアリング評価結果	21
書面評価の概要	23
ア) 自己資金の確保状況や委託費、備品購入の状況	23
イ) 機構事務局による書面評価	25
ウ) 書面評価結果	25
3. まとめ	27
(1) 評価結果のまとめと「選定に当たっての留意事項」への反映	28
「一般分」助成について	28
「特別分」及び「地方分」助成について	29
(2) 今後の助成事業の在り方についての提言	34
地域のきめ細かな活動への支援の強化	34
支援すべき分野の発掘と重点的な助成	35
助成金配分にとどまらない団体や活動への支援	36
(3) 改善・充実に向けて助成事業、評価事業を通して行うべきこと	39
評価結果の更なる活用	39
外部委員、関係機関等の知見・情報の更なる活用	40
積極的で多様な支援の実施	41
機構事務局の専門性の更なる向上	42
おわりに	45
基金事業審査・評価委員会 評価部会 委員名簿	48
(参考)	
事業評価において特に優れた事業と認められた事業一覧(平成20年度事業)	51

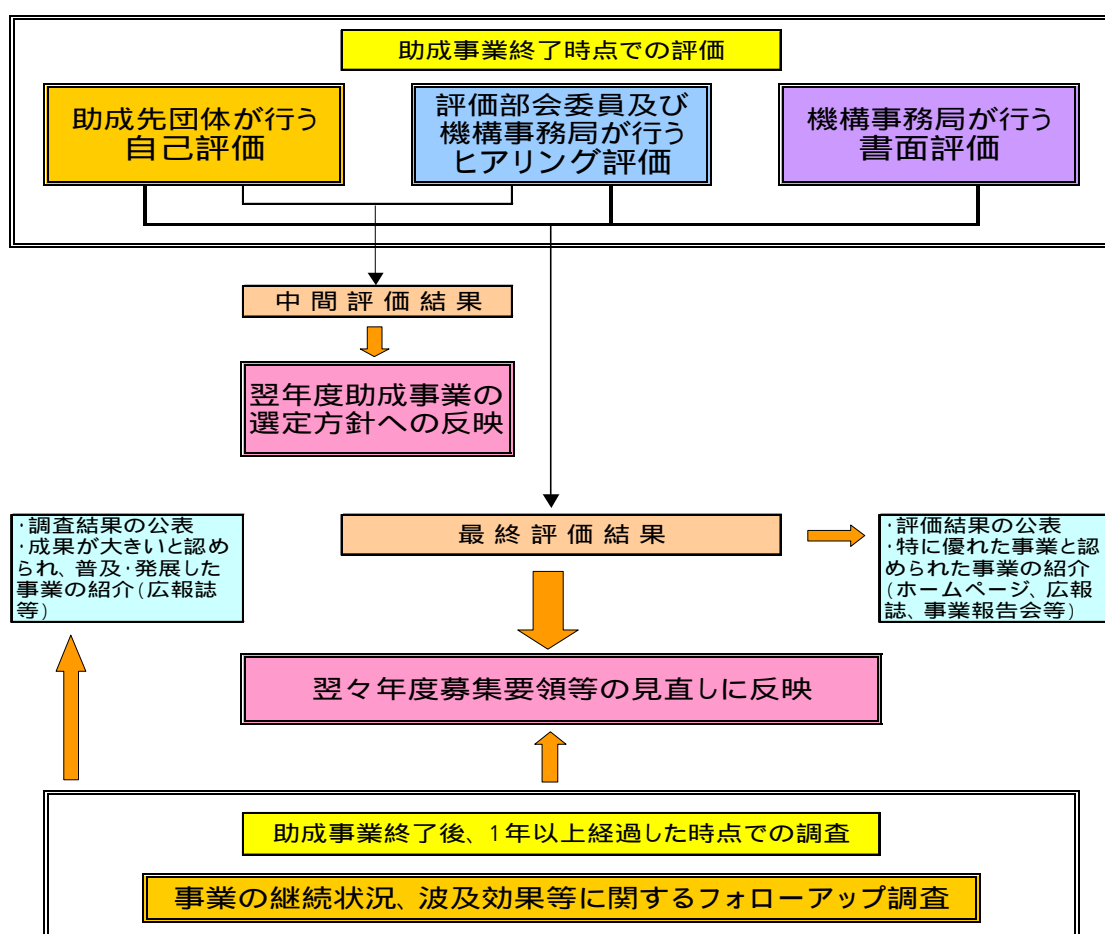
平成20年度助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価の方法について

事業評価については、適切に評価を行うとともに、その成果をその後の助成事業の改善に生かすいわゆる「P D C Aサイクル」を形成するよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

まず、全ての助成事業について助成先団体による自己評価を行った上で、基金事業審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）及び機構事務局によるヒアリング評価、並びに機構事務局による書面評価に基づく評価を行い、その成果を助成事業の選定や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果、成果が特に大きく優れた事業であると認められた事業については、事業報告会や広報誌等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

図1 事業評価の仕組み



助成事業終了直後における事業評価としては、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価の3つの評価を、それぞれの特徴を活かしながら実施しているが、助成事業の中には、調査研究やマニュアル、ガイドラインの作成に関する事業等のように、助成事業終了直後においては、その成果を十分把握することが難しい事業もある。

このため、助成事業終了直後における評価に加えて、助成終了から1年以上経過した時点において、その継続状況や波及効果等を確認、評価するフォローアップ調査を実施している。また昨年度より、さらにその2年後、助成終了から3年以上経過した時点における継続状況等を把握するための追加フォローアップ調査も実施している。

また、この中でも基金事業審査・評価委員会評価部会委員によるヒアリング評価の結果については、それぞれの専門的な見地からの指摘として、次年度以降の助成先選定に反映するなど、助成の仕組みそのものの改善に反映させるだけでなく、その評価結果を助成先団体等にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善に寄与させることとしている。

助成事業の事業評価に当たっては、以上の評価手法がそれぞれの特徴を活かして、効果的に実施される必要があるが、平成20年度助成事業に係る具体的な評価の進め方は、以下のとおりである。

まず、第1段階としては、全助成事業を対象に、助成先団体による自己評価の実施と、その結果の集計を基に事業評価を行った。自己評価の実施に当たっては、ヒアリング評価表と評価項目を同一にしたうえで、助成先団体に対し、実施体制、手法の妥当性、事業計画及び目的の達成度、団体組織上の効果、地域あるいは全国への波及効果、費用対効果及び今後の事業展開について、その成果確認を求めることにより、当該事業について助成先団体が事業の見直しや今後の発展について考える契機とすることを目指した。

第2段階としては、評価部会委員が専門的視点の下にヒアリング候補事業を抽出し、全事業数の1割以上を目途に評価部会委員及び機構事務局がヒアリングに基づく評価を行った。ヒアリング評価等の成果については、今後の助成事業の選定（具体的には平成22年度助成事業の選定）等に反映、活用させるとともに、前述の通り、特に評価部会委員によるヒアリング評価の結果については、それぞれの専門的な見地からの指摘として、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善の参考に資するよう、評価結果を助成先団体等に直接フィードバックすることとした。

また、その中から特に優れた事業と認められたものについては、事業成果の普及や他の団体への情報提供に資するため、本報告書の中にその概要を掲載するとともに、機構による広報や事例報告会などで、幅広く紹介することとしている。

第3段階としては、機構事務局において、助成先団体から提出される自己評価書や完了報告書、成果物等の書面資料に基づき、書面評価を行った。その上で、第1段階の自己評価及び第2段階のヒアリング評価の結果も含めて、平成20年度助成事業に関する全体としての評価結果を取りまとめ、今後、機構において、次年度以降の募集要領の策定や助成の仕組みの改善等に反映、活用させることを求めることとした。

また、事業の継続・発展状況や社会的波及効果については、事業終了後一定期間を経過しないと十分な評価が困難なものもあることから、上記の評価に加えて、事業終了後1年以上を経過した時点（平成20年度助成事業については、平成22年7月時点を目途）でフォローアップ調査を別途行うこととするが、本報告書においては、今年度中に実施した第3段階（書面評価）までの事業評価の結果を取りまとめることとした。

なお、前年度の平成19年度助成事業に関するフォローアップ調査結果及び平成17年度助成事業に関する追加フォローアップ調査結果については、本報告書（資料編）に掲載している。

2. 今年度評価の概要

(1) 平成21年度における評価方針

評価方針の位置づけ

助成事業の事業評価については、平成13年12月の閣議決定において、機構の前身である社会福祉・医療事業団が独立行政法人化するにあたり、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行うこととされたことを契機に、本格的に実施されることとなった。以後、評価手法や結果の反映方法など、様々な検討や改善を重ねながら、評価事業を実施してきた。

平成15年度から19年度までの第一期中期計画期間に、評価のスタイルをほぼ確立させてきたのに対し、第二期中期計画に入った平成20年度からは、助成事業そのものの振り返りと見直しに併せ、事業評価についても、その意義や方法についてあらためて見直しを図ってきた。

平成21年度は、評価事業を実施するに当たり、年度当初の第1回評価部会において、助成事業のこれまで20年間の変遷を振り返るとともに、主として前年度に取りまとめた助成事業やその評価事業の在り方などの見直しの要素をもとに、評価部会として、「平成21年度における評価方針」を策定した。

平成21年度における評価方針について

基金事業審査・評価委員会評価部会では、平成21年度の評価方針について、以下の通り定めることとする。

独立行政法人福祉医療機構(以下、機構という。)では、長寿・子育て・障害者基金を運用し、NPO法人や社会福祉法人などに加え、地域においてきめ細かな活動を実践する任意団体やボランティア団体なども幅広く対象として、高齢者、障害者、子どもやその家族などを支援する民間福祉活動に助成をしてきた。

本評価部会においては、こうした助成事業がより有効に機能し、効率的な資源配分がなされ

るよう、助成事業の実施状況を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結び付けるだけでなく、改善点や課題なども抽出し、その結果をその後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「P D C A」のサイクルへ生かすことに努めてきた。

加えて、こうした評価結果をもとに、基金事業そのものの今後のあり方等についての継続的な改善を図ることを目的として、評価を実施することとする。

平成21年度の評価方針の主な柱として、以下の4点を挙げ、より効果的な評価を実施することとする。

評価結果の審査への確実な反映

評価結果のフィードバック

機構事務局の専門性の向上・主体性の発揮

基金事業のあり方等への提言

評価結果の審査への確実な反映

これまで、評価部会において評価結果について取りまとめた上で、翌年度の助成事業の選定に当たっての留意事項を策定し、これを受けて審査部会において助成事業の選定方針へ反映されてきた。また昨年度より、ヒアリング評価の結果を、個別の事業の採択や金額の査定に直接反映させることとした。

本年度においては、例年よりもヒアリング実施時期を早めることとし、特にヒアリング評価の結果を重視し、複数年度にわたり助成が継続されている事業等を評価対象として設定することとする。また、これまで以上に評価結果を有効かつ確実に審査結果へ反映できるよう、機構において、個々のヒアリング評価結果を速やかに取りまとめ、審査部会に的確に報告することとする。

評価結果のフィードバック

昨年度より、一般分の評価結果を中心に、助成先団体に対して評価部会委員によるヒアリング評価結果についてフィードバックを実施した。これは、評価部会委員による専門的知見からの評価所見を助成先団体に示すことにより、今後の事業の改善や発展に生かされることを目的に行った。

本年度においては、評価部会委員によるヒアリング評価実施事業全てを対象としてフィードバック

クを実施することとし、特に、政策的要請に基づいた継続的な事業もみられる一般分助成事業については、平成22年度の助成金応募の際に、評価結果が事業の改善や発展などに十分生かされるよう、早期のフィードバックを実施することとする。

また、地方分助成事業については、各都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会による推薦を経たのちに、機構に応募されるため、その評価結果については、各社会福祉協議会に対してもフィードバックを実施することとする。なお、その結果を、次年度以降の社会福祉協議会からの推薦に生かすための具体的な方策を、機構において関係者の意見を聞きながら、検討の上実施すべきである。

機構事務局の専門性の向上・主体性の発揮

昨年度末に評価部会により取りまとめられた事後評価報告書にも記載された通り、機構自らが福祉現場に学び、的確な支援ができる専門性や現場のニーズに対しての敏感な感覚を養うこと、それらを通して機構自らが自主性や主体性を持って、助成金の交付のみならず、積極的な提案や、計画段階、助成期中などにも支援ができるような体制が必要となっている。

そのため、昨年度は、民間活動支援強化プロジェクトチームを編成し、組織横断的に意欲のある人材を集め、基金事業を中心に民間福祉活動を支援していくための効率的な事業展開を行うため、研修や情報交換等を行ってきた。

今年度は、ヒアリング評価などをはじめとした評価事業に、こうした基金事業に携わるスタッフ全身体制で関わることで、機構自らの専門性の向上や主体性の発揮のための基礎を培うことに努めなければならない。

基金事業のあり方等への提言

自己評価、ヒアリング評価、書面評価等の評価結果を集計・精査することにより、翌年度の助成事業の選定に当たって、事業の採択や金額の査定等に反映させることと併せて、翌々年度の募集要領の見直しに反映させるなど、PDCAサイクルによる助成事業の改善に生かすこととする。

また、一連の評価事業を通して、従来のように採択された事業に対して一方的に資金を助成するのみでなく、機構自ら助成すべき分野や団体を見つけ出して、計画段階や期中にも支援したり、あるいはネットワーク形成や連携を目指すなどの幅広い基金事業のあり方等に対する改善や提言を取りまとめることとする。

なお、各評価方法（自己評価、ヒアリング評価、書面評価等）の具体的な実施方法や評価対象事業等については、別に定めることとする。

平成21年度はこの評価方針に基づき、自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施してきた。以下は、この評価方針に基づいて行われた平成21年度の事業評価の状況である。

(2) 今年度評価の概要

過去5カ年の全体的な助成状況

平成16年度助成事業から平成20年度助成事業までの5カ年において、それぞれ平成16年度742件、平成17年度768件、平成18年度834件、平成19年度1,006件、平成20年度927件合計4,277件の助成実績件数となっている。

この5カ年の助成区分別・基金別割合を比較したグラフが図2及び図3である。

図2：平成16 - 20年度 助成区分別基金別割合

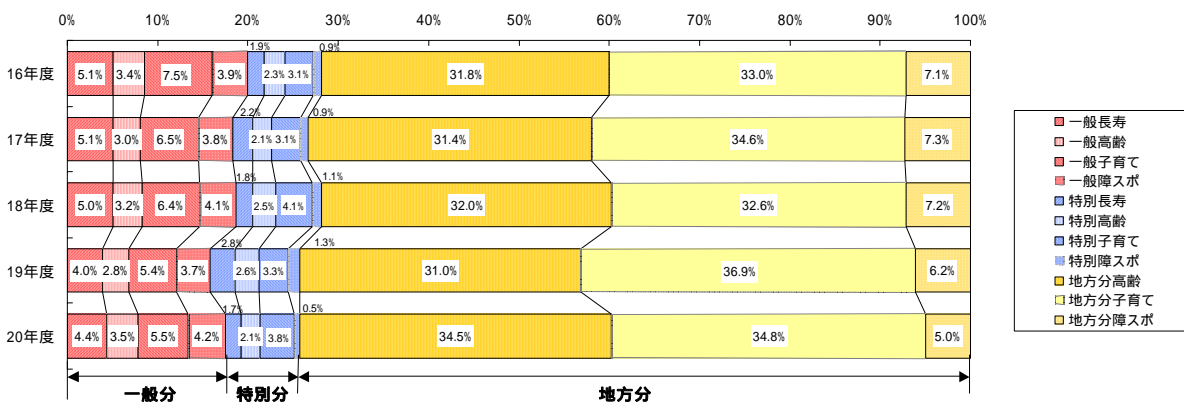


図3：平成16 - 20年度 基金別割合（全体）

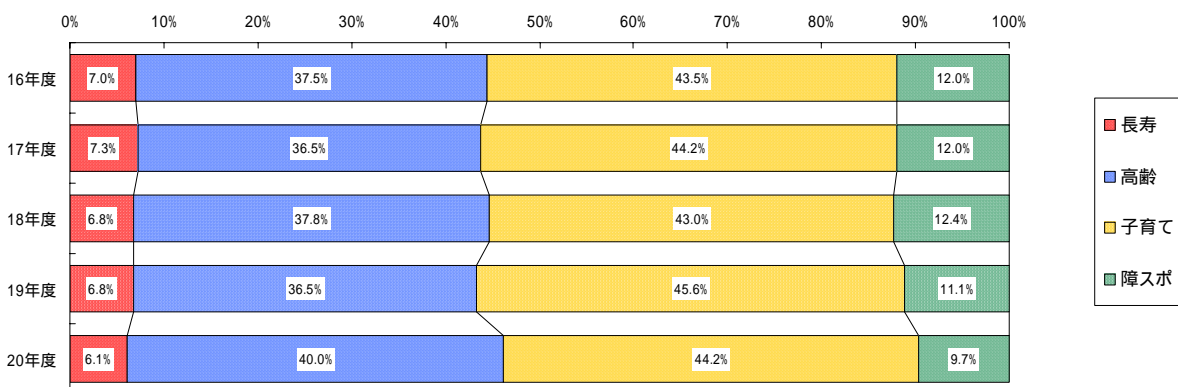


図2のグラフでは、独立行政法人の中期目標・計画の中で、当機構の目標として、より地域の小規模な活動に積極的に助成することとしており、多少の増減はあるものの、こうした活動を対象とする特別分及び地方分の合わせた割合は80%以上となっている。

図3のグラフは、基金別の助成件数割合であり、各基金の出資規模に応じた運用利息によってあらかじめ助成計画を策定してきたため、5カ年を比較してみてもそれほど大きな割合の変動はない。

自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、平成20年度に助成を行った927事業の全助成先団体に対して、事業手法ごとに事業の実施状況を確認するため、自己評価書(資料編P.1様式)の提出を依頼した。

この自己評価は、助成先団体に助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果や以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

この自己評価書は、評価部会での検討を踏まえ、ヒアリング評価及び書面評価との比較ができるようにするための設問項目の設定がなされている。

昨年に引き続き平成20年度助成事業においても全助成事業について助成先団体による自己評価書をいただき、集計することができた。

また、助成先団体の利便にも考慮し、専用webページを設置し、電子による回答も可能としている。

評価項目は、次の7つの評価項目を軸としてそれぞれ3つの設問を付した21項目となっている。

- 実施体制
- 手法の妥当性等
- 事業計画及び目的の達成度
- 団体組織上の効果
- 全国への波及効果
- 費用対効果
- 今後の事業展開

以上について、その成果確認を求めることとし、各3つの設問から成る、計21の設問についてそれぞれ「実施できた」か「実施できなかった」かの二者選択方式とし、併せてAからEまでの5段階の「総合評価」を行う自己評価となっている。

なお、その設問中「事業計画及び目的の達成度」のうち、「助成金交付申請書（事業計画書）に記載された事業内容で事業を実施できましたか？」との設問に対して「実施できなかった又は不十分だった」にチェックした団体については、別途その理由について記述することを求めた。

ア) 自己評価書に基づく助成状況等

提出された自己評価書について、平成20年度助成事業の全体的状況を把握するため、まず助成区分別、基金別、事業手法別に助成状況を把握したものが表1である。

表1：平成20年度助成事業の自己評価書に基づく助成区分別、基金別、事業手法別の助成状況

基金 手法	一般分						特別分						地方分				全体						
	長寿	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	長寿	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	高齢者	子育て	障スポ	計	割合(%)	長寿	高齢者	子育て	障スポ	合計	割合(%)
手法1(大会等の実施)	3	8	9	28	48	27.6%	1	1	9	0	11	12.8%	41	59	19	119	15.5%	4	50	77	47	178	17.4%
手法2(大会参加)	0	0	0	2	2	1.2%	0	0	0	0	0	0.0%	1	2	7	10	1.3%	0	1	2	9	12	1.2%
手法3(研修会等開催)	11	7	11	9	38	21.8%	8	5	10	3	26	30.2%	145	144	20	309	40.4%	19	157	165	32	373	36.4%
手法4(マニュアル作成)	6	6	13	1	26	14.9%	4	4	8	2	18	20.9%	25	18	2	45	5.9%	10	35	39	5	89	8.7%
手法5(情報提供)	6	4	6	0	16	9.2%	2	0	1	0	3	3.5%	15	28	3	46	6.0%	8	19	35	3	65	6.3%
手法6(調査・研究)	19	9	15	1	44	25.3%	5	7	5	0	17	19.8%						24	16	20	1	61	5.9%
手法7(サービス提供)							1	3	6	1	11	12.8%	73	86	0	159	20.8%	1	76	92	1	170	16.6%
手法8(備品整備等)													60	9	8	77	10.1%	0	60	9	8	77	7.5%
手法別事業数	45	34	54	41	174	100.0%	21	20	39	6	86	100.0%	360	346	59	765	100.0%	66	414	439	106	1025	100.0%
20年度助成事業数	41	32	51	39	163	17.6%	16	19	35	5	75	8.1%	320	323	46	689	74.3%	57	371	409	90	927	100.0%

注) 1つの事業について複数の手法で自己評価書を作成している場合があるので、手法別事業数と助成事業数は一致しない。

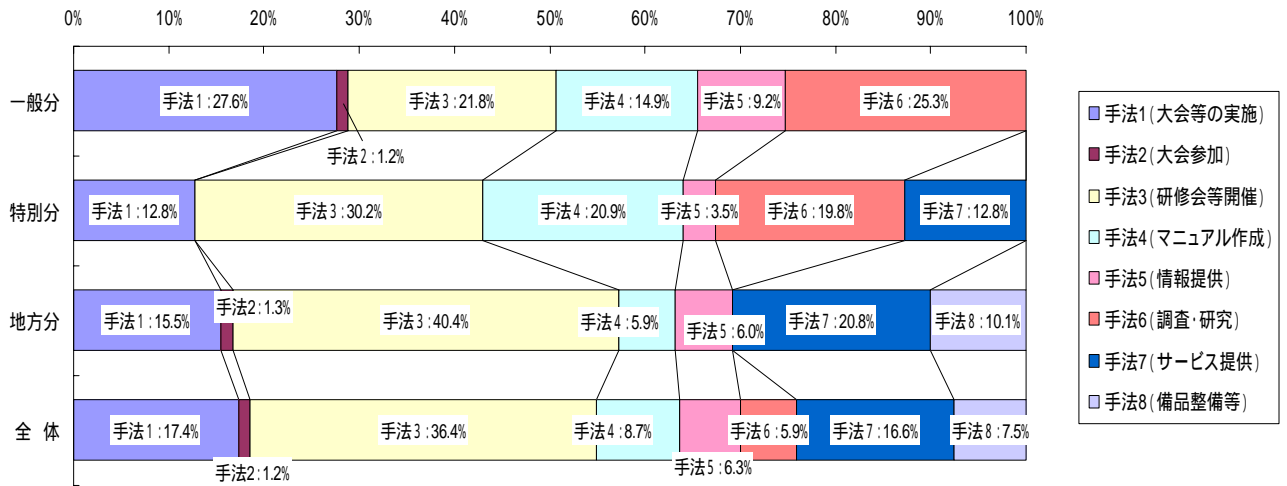
1) 全体的状況

全助成事業 927 事業（19 年度 1,006 事業）のうち、助成区分別では、一般分が 163 事業、特別分 75 事業、地方分 689 事業である。

手法別では、昨年同様「手法 3（研修会等開催）」の事業が最も多く、全事業の 36.4% にあたる 373 事業で採用されている。

次いで「手法 1（大会等の実施）」が全事業の 17.4%（178 事業）、「手法 7（サービス提供）」が 16.6%（170 事業）、「手法 4（マニュアル作成）」が 8.7%（89 事業）の事業で実施されている。

図4：平成20年度助成事業の助成区分別、事業手法別の構成比率



2) 一般分

「手法1 (大会等の実施)」27.6% (48事業) が最多であり、昨年度最も多かった「手法6 (調査・研究)」が25.3% (44事業) と続いている。最も多い「手法1 (大会等の実施)」の半数以上は障害者スポーツ支援基金の事業で占められており、反対に「手法6 (調査・研究)」は、障害者スポーツ支援基金以外の基金区分で一番多い手法となっている。

3) 特別分

昨年度同様、「手法3 (研修会等開催)」が最も多く30.2% (26事業)、次いで、「手法4 (マニュアル作成)」が20.9% (18事業) と続いている。

4) 地方分

特別分同様、「手法3 (研修会等開催)」が最も多く40.4% (309事業) を占め過去5ヵ年と同様であり、次いで地域の中で具体的にサービス提供をする「手法7 (サービス提供)」が20.8% (159事業) と多かった。

イ) 評価項目及び総合評価にかかる全体的な傾向

次に提出された自己評価書による7つの評価項目別の評価状況及び総合評価A～Eの全体的な状況は以下の通り。(詳細については資料編P.8参照)

1) 7つの評価項目別の評価状況

実施体制

全1,025事業のうち、昨年の91.9%を上回る93.3%の事業について肯定的な回答をしている。特に、21の設問中、問1「団体のミッションに基づいて実施しましたか」については地方分の2事業を除いた99.8%と、全設問中、最も高い該当率となっている。

手法の妥当性

全1,025事業のうち、94.1%の事業について肯定的な回答をしており、概ね無理のない事業実施がされたと思われる。

事業計画及び目的の達成度

全1,025事業のうち、84.6%の事業について肯定的な回答をしており、8割以上の事業において、事業計画及び目的に見合った達成度を得られている。

団体組織上の効果

全1,025事業のうち、84.0%の事業について肯定的な回答となっている。但し、問10「会員や賛同者が増え、組織を拡大することができましたか」については、全体で71.3%にとどまっている。

表2：自己評価書による評価項目別の全体的傾向

区分	一般分		特別分		地方分		全体		
	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	
評価項目	実施体制	499 (95.6%)	23 (4.4%)	239 (92.6%)	19 (7.4%)	2,131 (92.9%)	164 (7.1%)	2,869 (93.3%)	206 (6.7%)
	手法の妥当性等	507 (97.1%)	15 (2.9%)	243 (94.2%)	15 (5.8%)	2,143 (93.4%)	152 (6.6%)	2,893 (94.1%)	182 (5.9%)
	目的の達成度	461 (88.3%)	61 (11.7%)	228 (88.4%)	30 (11.6%)	1,912 (83.3%)	383 (16.7%)	2,601 (84.6%)	474 (15.4%)
	組織上の効果	429 (82.2%)	93 (17.8%)	229 (88.8%)	29 (11.2%)	1,925 (83.9%)	370 (16.1%)	2,583 (84.0%)	492 (16.0%)
	波及効果	398 (76.2%)	124 (23.8%)	188 (72.9%)	70 (27.1%)	1,509 (65.8%)	786 (34.2%)	2,095 (68.1%)	980 (31.9%)
	費用対効果	509 (97.5%)	13 (2.5%)	242 (93.8%)	16 (6.2%)	2,195 (95.6%)	100 (4.4%)	2,946 (95.8%)	129 (4.2%)
	今後の事業展開	483 (92.5%)	39 (7.5%)	253 (98.1%)	5 (1.9%)	2,156 (93.9%)	139 (6.1%)	2,892 (94.0%)	183 (6.0%)

(注)件数は各評価項目ごとに3つの設問があることからその合計数であり、()内は構成比を表す。

全国または地域への波及効果

全7つの評価項目のうち、68.1%と最も低い回答となっている。特に問15「他団体が類似の事業を実施した、又は、類似の事業を行う団体が設立されましたか」については、他団体への波及には時間の掛かる場合もあり、37.8%となっている。

費用対効果

全7つの評価項目のうち、95.8%と最も高い回答となっている。9割以上の事業において、費用対効果に見合った事業内容であったと認識している。

今後の事業展開

全1,025事業のうち、94.0%と高い割合で肯定的な回答となっている。以後の事業継続や発展を企図している比率が高いことがうかがえる。

2) 総合評価

全事業でみると、「A(極めて高い)」評価が236事業で23.0%、「B(高い)」評価が620事業で60.5%、「C(普通)」評価が140事業で13.7%、「D(不十分)」評価が28事業で2.7%、「E(極めて不十分)」評価は1事業で0.1%という結果で、Bの約6割を中心として、A、Cの順の割合となった。

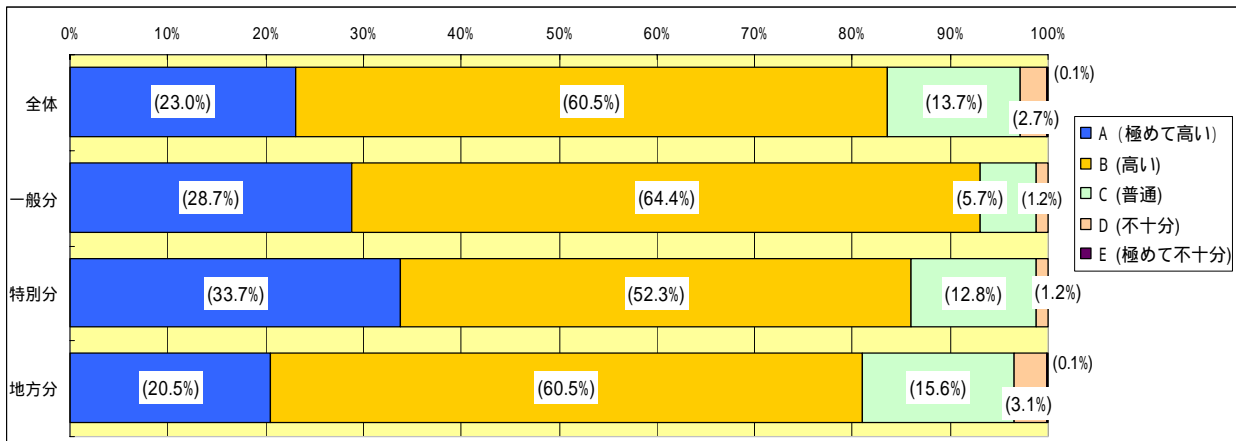
助成区分ごとにみると、一般分、特別分、地方分の順にA、B評価の割合が多く、高めの自己評価となっている。

表3 自己評価書による総合評価の全体的傾向

区分	一般分		特別分		地方分		全体		
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	
総合評価	A(極めて高い)	50	28.7%	29	33.7%	157	20.5%	236	(23.0%)
	B(高い)	112	64.4%	45	52.3%	463	60.5%	620	(60.5%)
	C(普通)	10	5.7%	11	12.8%	119	15.6%	140	(13.7%)
	D(不十分)	2	1.2%	1	1.2%	25	3.3%	28	(2.7%)
	E(極めて不十分)	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	(0.1%)
	計	174	(100.0%)	86	(100.0%)	765	(100.0%)	1,025	(100.0%)

注)「事業数」は手法別の事業数である。

図5 自己評価書による総合評価の全体的傾向



ウ) 自己評価結果

前述のとおり、この自己評価は、助成先団体に助成事業終了直後の時点で、実施された事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果や以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにしていただくことを目的として実施している。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、平成20年度においてもほとんどの事業が「C (普通)」以上の総合評価とし、当初の目的を達成して成果を上げていると評価している。

具体的には、「A」の「極めて高い水準」又は「B」の「高い水準」と回答した団体が80%を超え、「C」の「普通的水準」を含めると全体で97.2%の事業において、「普通的水準」以上の評価としている。

また、個別の設問21項目においても、一部の設問を除き、80%以上の該当率として回答されている。しかし、「波及効果」については、比較的低い該当率となっており、これは事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられる。したがって、これらについては、さらにヒアリング評価や、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要であるとともに、優れた成果のある事業については、機構と

しても様々な広報手段を活用するなどの積極的な支援が必要と思われる。

なお、前述のとおり、自己評価の性質上、主観的な評価となることはある意味当然といえるが、その中にあっても、できる限りの客観性を持たせることができるよう、助成先団体に過大な事務的負担を掛けない範囲で、納得性のある基準の設定や調査票の工夫等について、継続的な検討が必要と考えられる。

また今後は、あらかじめ助成先団体に対して、これらの視点で助成事業終了後において評価を実施するということをより一層周知することにより、これらの視点を十分考慮した事業実施に心がけていただけるよう工夫する必要がある。

ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、前年度に実施された助成事業のうち100事業以上について実施することとしており、これについては、独立行政法人としての年度計画においても「事業評価のうち、助成団体へのヒアリングを通して行う評価については、平成21事業年度において100事業以上実施するものとする」と明記されている。

このヒアリング評価は、基金事業審査・評価委員会評価部会委員及び機構事務局により、助成事業を実施した団体に直接お話しをうかがい、ヒアリング評価書（資料編P.10様式）の項目を中心に、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として、7月から11月までの時期に実施した。

ア) ヒアリング対象事業

本年度のヒアリング評価については、原則として平成20年度に助成した全ての助成事業を対象とし、第1回の評価部会で決定した「平成21年度における事後評価実施要領について」及びその際議論した内容を踏まえ、「一般分」に関しては複数年にわたり継続して助成している事業、「特別分」に関しては審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業、「地方分」に関しては各都道府県・指定都市社会福祉協議会からの推薦順位1位の事業などについて、あらかじめマーキングしたリストから、各委員がヒアリング評価の必要性を個別に勘案し、選定を行った。各委員においては、原則一般分3事業、特別分及び地方分それぞれ2事業ずつ合計7事業程度のヒアリング評価を実施した。

その結果、平成21年7月から10月までの間に、原則として、評価部会委員1名と機構事務局のペアで、85事業についてヒアリング評価を実施した。また、機構事務局のみでも31事業についてヒアリング評価を行い、合計で平成20年度助成事業全体の12.5%に当たる116事業についてヒアリング評価を実施した。

ヒアリング評価実施事業の助成区分別、基金別、手法別の内訳は表4のとおりである。

表4 ヒアリング実施事業の内訳（助成区分別、基金別、事業手法別）

基金 手法	一般分					特別分					地方分				全体					
	長寿	高齢・障害	子育て	障スボ	計	長寿	高齢・障害	子育て	障スボ	計	高齢・障害	子育て	障スボ	計	長寿	高齢・障害	子育て	障スボ	合計	割合(%)
手法1(大会等実施)	-	-	2	3	5	-	1	3	-	4	2	4	2	8	0	3	9	5	17	14.7
手法2(大会参加)	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0.0
手法3(研修会等開催)	3	2	2	1	8	4	1	-	-	5	11	12	3	26	7	14	14	4	39	33.6
手法4(マニュアル作成)	2	1	3	-	6	2	1	1	2	6	1	-	-	1	4	3	4	2	13	11.2
手法5(情報提供)	3	1	1	-	5	2	-	-	-	2	2	4	-	6	5	3	5	0	13	11.2
手法6(調査・研究)	6	2	5	-	13	1	2	-	-	3					7	4	5	0	16	13.8
手法7(サービス提供)						-	-	2	-	2	6	6	-	12	0	6	8	0	14	12.1
手法8(設備・備品整備)											4	-	-	4	0	4	0	0	4	3.4
ヒアリング事業数(a)	14	6	13	4	37	9	5	6	2	22	26	26	5	57	23	37	45	11	116	100.0
20年度助成事業数(b)	41	32	51	39	163	16	19	35	5	75	320	323	46	689	57	371	409	90	927	-
ヒアリング率(a/b)	34.1	18.8	25.5	10.3	22.7	56.3	26.3	17.1	40.0	29.3	8.1	8.0	10.9	8.3	40.4	10.0	11.0	12.2	12.5	-
昨年度ヒアリング事業数(c)	7	10	15	4	36	10	5	10	3	28	13	24	3	40	24	24	47	10	105	100.0
19年度助成事業数(d)	40	28	54	37	159	28	26	33	13	100	313	372	62	747	68	367	459	112	1006	-
昨年度ヒアリング率(c/d)	17.5	35.7	27.8	10.8	22.6	35.7	19.2	30.3	23.1	28.0	4.2	6.5	4.8	5.4	35.3	6.5	10.2	8.9	10.4	-

注) 1. 1つの事業について複数の手法で事業を実施しているケースについては、便宜上、核となると思われる手法で計上している。
 2. 特別分には特別分複数年事業を、地方分には地方分複数年事業、地方分モデル事業が含まれている。
 3. ヒアリング事業数には、事務局がヒアリングした31事業(特別分4事業・地方分27事業)が含まれている。

評価項目は、自己評価書との比較ができるよう、次の7つの評価項目としている。

- 実施者の適性
- 手法の妥当性等
- 事業計画及び目的の達成度
- 組織上の効果
- 全国への波及効果
- 費用対効果
- 今後の事業展開

さらに、上記7つの評価項目毎に、それぞれ3つの判断基準から成るヒアリング評価表を用い、計21の判断基準についてそれぞれ「標準的又は一般的に望まれる程度以上の状態と判断される場合」にチェックを付す方式とし、併せて「A」から「E」の5段階の総合評価と総合所見を記載することとしている。

総合評価においては、事業全体について、評価者は、Aの「一般的に極めて高く評価できる水準・状態にある」から、Bの「高く評価できる水準・状態にある」、Cの「普通的水準・状態にある」、Dの「一部不十分な水準・状態にある」、Eの「一般的に極めて不十分な水準・状態にある」までの5段階の評価を行うとともに、当該事業の評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善が求められる点や、自己評価書の記載内容についてなど、当該事業に関する所見を記述することとしている。

イ) ヒアリング評価結果の概要

ヒアリングした事業の総合評価について、Aの「極めて高い」からEの「極めて不十分」までの5段階評価を助成区分別、基金別別に分類し、その分布を示したものが表5である。

表5 ヒアリング評価結果総括表（助成区分別・基金別）

評価
 A・・・極めて高く評価できる水準・状態
 B・・・高く評価できる水準・状態
 C・・・普通の水準・状態
 D・・・不十分な水準・状態
 E・・・極めて不十分な水準・状態

基金 区分	総合 評価	長寿社会福祉基金		高齢者・障害者 福祉基金		子育て支援基金		障害者スポーツ 支援基金		合計	割合 (%)
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
一般分	A	0	0.0%	4	66.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	10.8%
	B	4	28.6%	1	16.7%	6	46.1%	2	50.0%	13	35.2%
	C	8	57.1%	0	0.0%	4	30.8%	0	0.0%	12	32.4%
	D	2	14.3%	1	16.7%	3	23.1%	2	50.0%	8	21.6%
	E	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	14	100.0%	6	100.0%	13	100.0%	4	100.0%	37	100.0%
特別分	A	1	11.1%	1	20.0%	5	83.3%	0	0.0%	7	31.8%
	B	4	44.5%	1	20.0%	0	0.0%	1	50.0%	6	27.3%
	C	3	33.3%	2	40.0%	1	16.7%	0	0.0%	6	27.3%
	D	1	11.1%	1	20.0%	0	0.0%	1	50.0%	3	13.6%
	E	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	9	100.0%	5	100.0%	6	100.0%	2	100.0%	22	100.0%
地方分	A			6	23.1%	5	19.2%	0	0.0%	11	19.3%
	B			13	50.0%	12	46.2%	1	20.0%	26	45.6%
	C			6	23.1%	9	34.6%	4	80.0%	19	33.3%
	D			1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%
	E			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計			26	100.0%	26	100.0%	5	100.0%	57	100.0%
合計	A	1	4.4%	11	29.7%	10	22.2%	0	0.0%	22	19.0%
	B	8	34.8%	15	40.6%	18	40.0%	4	36.4%	45	38.8%
	C	11	47.8%	8	21.6%	14	31.1%	4	36.4%	37	31.9%
	D	3	13.0%	3	8.1%	3	6.7%	3	27.2%	12	10.3%
	E	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	23	100.0%	37	100.0%	45	100.0%	11	100.0%	116	100.0%

注) 1つの事業について複数の手法で事業を実施しているものがあるため、便宜上核となる手法で集計している。

全体としては、Bの「高く評価」が全体の38.8%を占め最も多く、次いでC「普通の水準」の31.9%、A「極めて高く評価」の19.0%と続き、ほとんどの事業が総合評価で第3段階であるCの「普通の水準」以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画どおり事業が実施されている。

図6-1は、助成区分毎に、件数に占める総合評価AからEまでの割合の比較をグラフで示したものである。「一般分」、「特別分」、「地方分」とも、C評価以上がほとんどであり、「特別分」ではA評価が最も多くなっている。

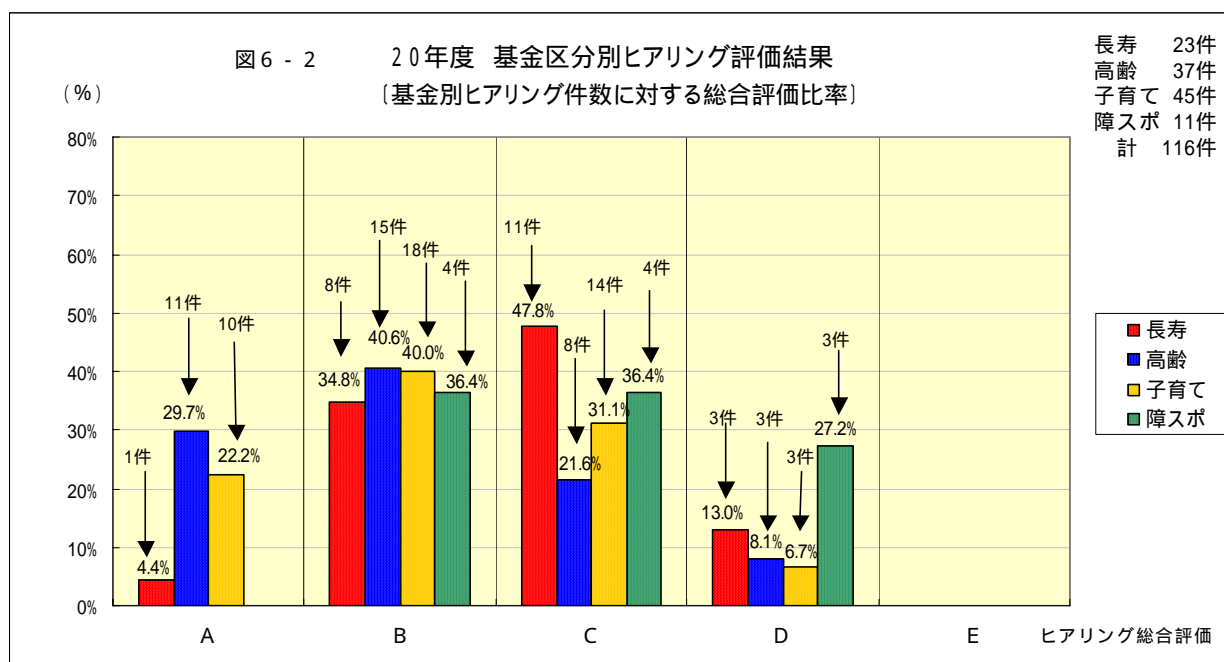
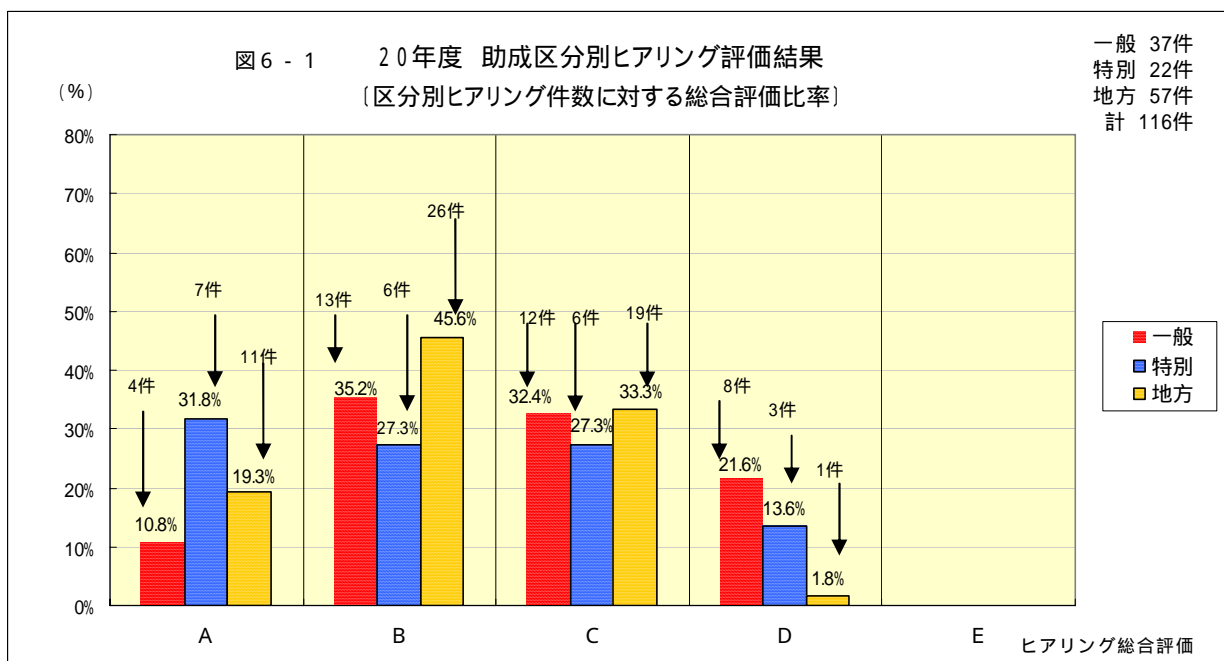


図6-2は、基金区分毎の状況であり、A評価の割合が最も高いものは「高齢者・障害者福祉基金」となっている。

但し、「障害者スポーツ支援基金」の事業は、11件と客体数が少なく、これだけで基金別の傾向を探るのは困難ともいえる。

ウ) 自己評価とヒアリング評価の相関関係

ヒアリング評価結果を受け、その結果が団体自身が行った自己評価とどのような相関関係があるか可視化したものが下のバブルチャートである。

なお、ヒアリング評価対象事業の選定の際には、参考資料として各団体がどのような自己評価を行っているかについて各委員に示している。

図 7 - 1 自己評価とヒアリング評価結果の関係 (総合)

図 7 - 2 自己評価とヒアリング評価結果の関係 (一般分)

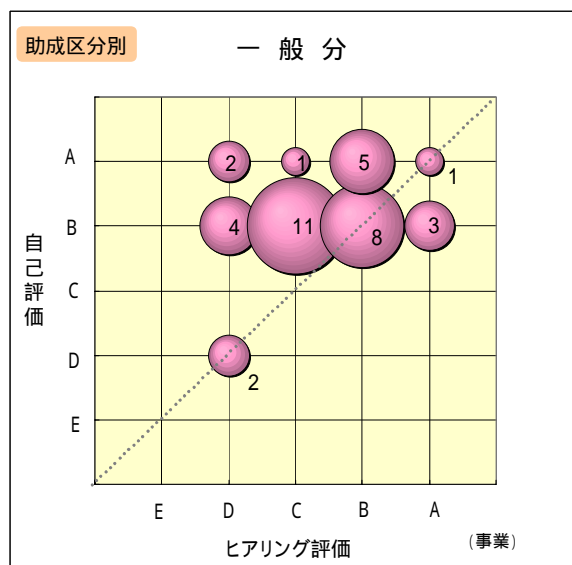
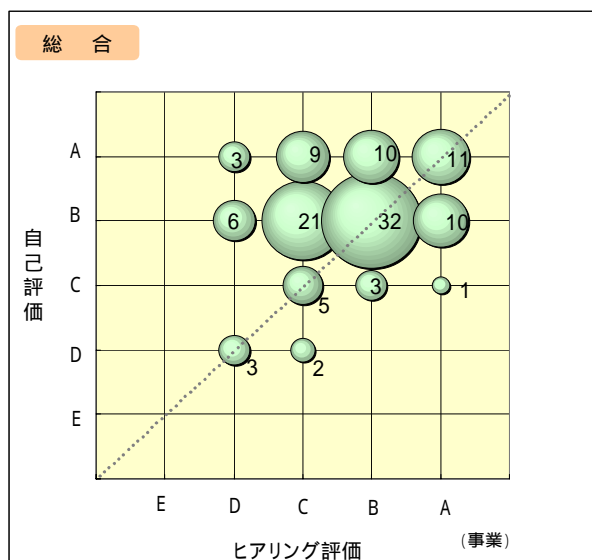


図 7 - 3 自己評価とヒアリング評価結果の関係 (特別分)

図 7 - 4 自己評価とヒアリング評価結果の関係 (地方分)

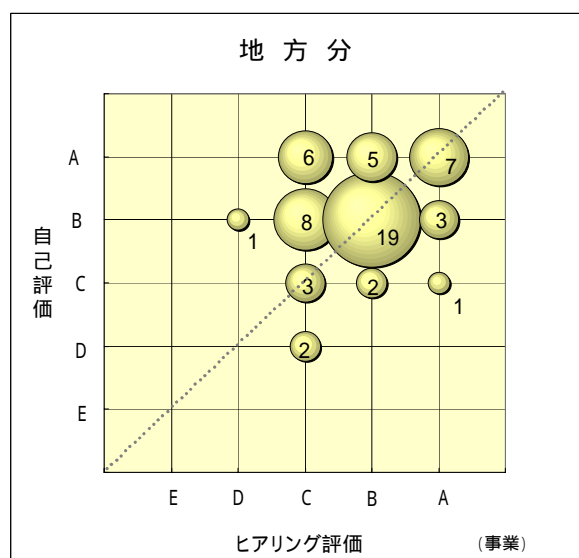
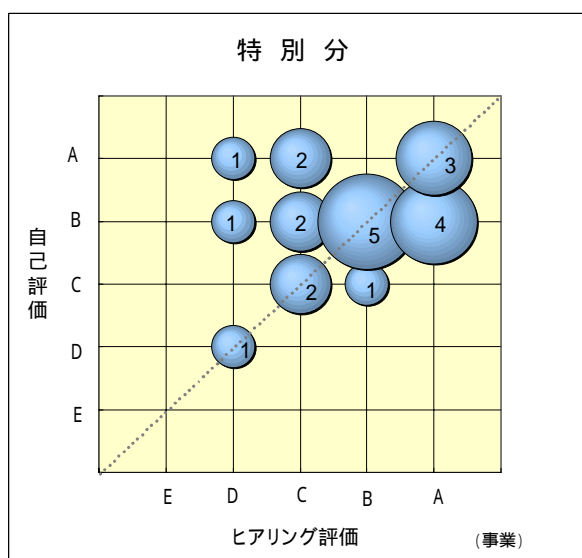


図7 - 1から図7 - 4は、ヒアリング評価と自己評価の関係をバブルチャートにしたものである。縦軸に自己評価結果、横軸にヒアリング評価結果となっており、この二つの要素が「正の相関関係」であれば、点線の45度の線上に並ぶ仕組みとなっている。

図7 - 1はヒアリング評価を実施した全116事業の状況で、評価部会委員等による評価結果より、団体自身による自己評価の方が若干高くなっている傾向を読み取ることができる。

次に、図7 - 2の「一般分」をみると、自己評価結果が「総合」よりも全体的に更に上にシフトしており、ヒアリング評価の結果に比して自己評価結果が甘めの傾向にあることがわかる。

続いて、図7 - 3「特別分」を見ると、ヒアリング評価結果は「一般分」に比して若干高い傾向にあり、自己評価の結果よりヒアリング評価結果の高い事業も少なくない。

「一般分」と「特別分」の中間の傾向にあるといえるのが、図7 - 4「地方分」で、自己評価結果、ヒアリング評価結果ともにほぼ均等になっており、その結果グラフとしては「正の相関関係」に最も近いといえる。

これらにより、「地方分」は団体の自己評価の結果と委員のヒアリング評価結果の間の乖離が少なく、「特別分」については、自己評価の結果よりヒアリング評価結果の高い事業も少なくない。反対に「一般分」については、自己評価結果に比してヒアリング評価結果が低いものも見られ、客観的な視点での事業のさらなる工夫や改善が必要ともいえる。

エ) ヒアリング評価結果

前述のとおり、ヒアリング評価は、基金事業審査・評価委員会評価部会委員及び事務局により、助成事業を実施した団体に直接お話しをうかがい、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として実施している。

特に、特別分及び地方分については、地域に根ざした活動を支援することを踏まえ、原則として、評価部会委員と機構事務局がペアを組み、助成先団体の事務局や実際の

活動の実践場所にうかがい、書面や話だけでは知り得ることのできない実情も確認することを通して、助成の方法のみならず、基金事業のあり方を振り返る貴重な機会となっている。

各委員の専門的な見地から、個別の設問21項目のチェックのほか、「A」の「極めて高い水準」から「E」の「極めて不十分な水準」までの5段階の総合評価及び、「総合所見」として「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善が求められる点」などについて、各対象事業の評価結果を集約している。

また、今年度のヒアリング評価においては、機構自らの専門性の向上や主体性の発揮のための基礎を培うため、基金事業に携わるスタッフ全員体制でヒアリング評価に参画した。後述のとおり、これまで以上に助成先団体のニーズに近づいた相談や支援を行っていくための方策として、今後も積極的に実施していくことが必要と思われる。

ヒアリング評価を通して得られた個々の評価結果については、基金事業審査・評価委員会において共有され、年度末を待たずして評価部会において「平成21年度助成事業の選定に当たっての留意事項」の策定に活かし、さらにこの留意事項を受けて審査部会において「平成22年度における長寿・子育て・障害者基金助成事業の選定方針」の策定に反映された。

また、評価部会委員が専門的な見地から評価した個別の結果については、以降の事業や団体の運営などの改善に生かしていただくため、助成先団体にフィードバックを行った。

なお、ヒアリング評価にあっても、対象とする事業の手法や形態、分野などが多様であることも踏まえつつ、できる限りの客観性を持たせることができるよう、普遍性の高い基準の設定や調査項目の工夫等について、継続的な検討が必要と考えられる。

書面評価の概要

書面による評価は、平成20年度の全助成事業927事業について機構事務局が行った。評価に用いた書面等は、助成団体による自己評価書、助成金交付申請書及び助成事業完了報告書並びに事業の成果物（事業報告書その他の著作物等）である。

まず、自己資金の確保状況や委託費、備品購入の状況など、事務的に整理が可能な数的集計について全助成事業927事業を対象に実施した。具体的には、助成金以外の収入の総事業費に占める割合及び助成金以外の収入の内訳を集計するとともに、「一般分」及び「特別分」の助成事業にあつては、委託費の有無及び総事業費に占める委託費の割合について、また、「地方分」の助成事業にあつては、備品購入費及び施設整備費（以下「備品購入費等」という。）の額、備品購入費等が総事業費に占める割合及び購入した備品の種類（車両、パソコン等）について、事業ごとに調査、集計を行った。

一方、助成事業の質的な評価については、機構事務局の限られた知見で実施するため、全助成事業927事業から、ヒアリング評価を実施した116事業を除いた811事業を対象に、一般分及び特別分は全事業、地方分については152件について実施した。

ア) 自己資金の確保状況や委託費、備品購入の状況

総事業費に占める助成金以外の収入の割合

項目 区分	調査件数 (A)	助成金以外の収入		
		助成金以外の収入 が計上されている事 業数(B)	助成金以外の収入の 平均額	Bの事業の総事業費 に占める助成金以外 の収入の割合の平均
		B / A		
一般分	163 (159) 〔実施率〕 100.0% (100.0%)	144 (139) 88.3% (87.4%)	1,546,086 (2,038,389)	17.7 (19.8)%
			(最高) 95,493,917 (118,820,596)	
特別分	75 (100) 〔実施率〕 100.0% (100.0%)	66 (88) 88.0% (88.0%)	646,629 (480,219)	13.0 (10.3)%
			(最高) 5,990,250 (7,481,458)	
地方分	689 (747) 〔実施率〕 100.0% (100.0%)	646 (683) 93.8% (91.4%)	292,207 (258,845)	15.3 (13.9)%
			(最高) 10,535,040 (5,659,671)	

注) 1. 助成金以外の収入が利息収入のみである事業は除く。
2. () は平成19年度助成事業の実績である。

助成事業費に占める収入等の集計からは、助成金以外の収入を計上している事業の割合は、「一般分」については、平成19年度助成事業の87.4%から88.3%、「特別分」については88.0%と前年度と同率、「地方分」については91.4%から93.8%と若干の増加となっている。

全事業の総事業費に占める助成金以外の収入の割合

項目 区分	調査件数	総事業費	助成金総額	助成金以外の収入	総事業費に占める 助成金以外の収入 の割合
一般分	163 (159)	千円 1,435,251 (1,624,342)	千円 1,212,143 (1,340,392)	千円 222,636 (283,336)	% 15.5 (17.4)
	(実施率 100.0% (100.0%))		(平均) 7,436 (8,430)	(平均) 1,366 (1,782)	
特別分	75 (100)	千円 364,638 (452,312)	千円 321,864 (409,874)	千円 42,678 (42,259)	% 11.7 (9.3)
	(実施率 100.0% (100.0%))		(平均) 4,292 (4,099)	(平均) 569 (423)	
地方分	689 (747)	千円 1,294,818 (1,357,558)	千円 1,104,841 (1,180,198)	千円 188,766 (176,791)	% 14.6 (13.0)
	(実施率 100.0% (100.0%))		(平均) 1,604 (1,582)	(平均) 274 (237)	
合計	927 (1006)	千円 3,094,707 (3,434,212)	千円 2,638,848 (2,930,464)	千円 454,080 (502,386)	% 14.7 (14.6)
	(実施率 100.0% (100.0%))		(平均) 2,847 (2,913)	(平均) 490 (499)	

注) ()は平成19年度助成事業の実績である。

全事業の総事業費に占める助成金以外の収入の割合は、「一般分」においては減少しているものの、「特別分」、「地方分」については増加し、総額及び1事業当たりの平均額も若干増加している。

また、その助成金以外の収入の内訳として、「一般分」に該当する全国規模の団体は一般会計繰入金の割合を増加して対応しているのに対し、「特別分」、「地方分」では、参加費収入や寄付金・協賛金収入などを確保していくことで対応している。

助成金以外の収入内訳

項目 区分	調査件数 (A)	助成金以外の収入 が計上されている事 業数(B) B/A	助成金以外の収入内訳		
			一般会計繰入金	参加費収入額	寄付金・協賛金収入 額
一般分	163 (159) 〔実施率〕 100.0% (100.0%)	144	千円 63,221	千円 150,515	千円 8,900
		(139) 88.3% (87.4%)	(45,047)	(218,327)	(19,962)
			28.4% (15.9%)	67.6% (77.1%)	4.0% (7.0%)
特別分	75 (100) 〔実施率〕 100.0% (100.0%)	66	千円 16,380	千円 21,976	千円 4,322
		(88) 88.0% (88.0%)	(17,412)	(21,937)	(2,910)
			38.4% (41.2%)	51.5% (51.9%)	10.1% (6.9%)
地方分	689 (747) 〔実施率〕 100.0% (100.0%)	646	千円 71,345	千円 100,300	千円 17,121
		(683) 93.8% (91.4%)	(88,078)	(74,222)	(14,492)
			37.8% (49.8%)	53.1% (42.0%)	9.1% (8.2%)

注) 1. 助成金以外の収入が利息収入のみである事業は除く。

2. () は平成19年度助成事業の実績である。

イ) 機構事務局による書面評価

機構事務局による書面評価については、平成20年度の全助成事業927事業からヒアリング評価を実施した116事業を除いた811事業を対象に、一般分及び特別分は全事業、地方分については152件について実施した。

評価方法については、自己評価書及びヒアリング評価表の様式に整合性を持たせながら、効率的かつ効果的な評価の実施を図るため、事業計画及び目的の達成度、

費用対効果及び今後の事業展開の3つの評価項目について、それぞれ3の設問を設けた書面評価表(資料編P.13様式)により評価を行うとともに、併せて5段階の総合評価を試みた。

ウ) 書面評価結果

機構事務局において、事業終了後に助成先団体より提出された精算報告の確認を行う手続きとは別に、評価の側面から特に事業の成果に着目して整理すると、ほとんどの事業が総合評価で第3段階であるCの「普通の水準」以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画どおり事業が実施されている。

ただし、ヒアリング評価においても指摘されている通り、広報活動や事業成果の取りまとめとその公表の方法に、さらに工夫が必要と思われるものも散見された。

団体の行う事業への参加者や利用者の募集等の広報活動や、事業によって得られた成果をまとめの報告冊子などで、幅広く知っていただき理解を得て、あるいは新たな連携を生み出したり、支援者を増やしていくために、いかに分かりやすくまとめ、どのような手段で、どのような先に発信していくかが、事業の成功やその後の発展の鍵を握っていることが少なくないと思われる。

書面評価の性格上、書面や助成事業による成果物のみを材料に、機構事務局の限られた知見を持って実施されることから、集計客体数は多いものの、今後さらに客観性を高めていく必要がある。但し、評価表や評価基準の検討のみでなく、当然ながら、機構事務局の専門性向上が前提となることを忘れてはならない。

また、自己資金の確保状況等についても、NPOなどの民間福祉活動の重要性が増す一方で、景気が低迷する中であって、こうした活動を担う団体の資金確保の困難な状況が続くことが予想され、さらに有用な情報収集・提供が必要となってくると思われる。

NPO活動の活発化などにより団体形態や、資金調達方法の多様化が進んでいると思われ、データの収集・集計方法等にも一層の工夫が求められる。

3.まとめ

…今年度の事業評価結果のまとめ及び今後の助成事業の改善に当たっての提言

以上のとおり、自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施し、評価部会を中心に平成20年度助成事業の事後評価を進めてきた。また本年度については、11月に実施された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評決により、来年度より助成の財源が、従来の基金の運用益から単年度ごとの予算要求方式による補助金に変わることを踏まえ、今後の助成事業の進むべき方向性についても議論を重ねてきた。

これらの評価や議論を重ねる中で、平成22年度助成事業の募集に当たりその募集要領等において先行して見直しが着手されたもの、また、その募集要領にそって応募された全国様々の団体からの申請の中から、どのような点に留意して助成事業の選定を進めるべきかについて、「平成22年度助成事業の選定に当たっての留意事項」として提言したのものもある。

中でも、基金事業審査・評価委員会評価部会委員によるヒアリング評価の結果については、それぞれの専門的な見地からの指摘として、次年度以降の助成先選定や助成事業の仕組みそのものの改善に反映するなど、この評価事業の目的たるPDCAサイクルによる連続的な事業改善に活かすことが求められる。

以下では、今年度の評価結果や事業仕分けにおける評決による新制度への移行も踏まえた上で、今後機構がどのような助成を行っていくべきかについて、また一方で、それを実現するにあたって、事務経費が半減となったことで広報事業や事務局体制などを縮小せざるを得ないことに対する懸念などについて、評価部会としてまとめた。

(1) 評価結果のまとめと「選定に当たっての留意事項」への反映

自己評価及びヒアリング評価等を通じて、助成事業の実施状況及びその成果が把握される中で、個別の助成事業の適正な実施を図る上での課題が明らかになるとともに、併せて、今後の助成事業全体のあり方を検討する上での課題等についても把握された。

これらの評価の結果については、実施主体や事業分野によって様々な課題が導き出されるが、助成事業の審査・選定に関わる課題を中心に、一般分、特別分、地方分の助成区分ごとに掲げた。評価部会としては、まず12月に中間評価結果としてこれらの検討事項について整理し、平成22年度助成の選定に先立って、「平成22年度助成事業の選定に当たっての留意事項」を取りまとめた。

「一般分」助成について

「一般分」助成事業については、全国規模の団体が実施することで大きな効果が期待できる事業を対象に募集してきた。その成果によっては、制度の補完のみならず、新たな政策提言に発展する可能性をもつ助成区分として位置づけられてきた。しかしながら、主としてヒアリング評価、書面評価などの結果から、事業手法や実施体制など様々な部分において、必ずしもこうした趣旨と合致しているとはいえないケースもなかには見られた。

<ポイント>

- ・ 団体の事業実施体制が十分に確保されているとともに、全国団体として団体が持つ組織力や固有の専門性を活かすことにより、より大きな効果が期待できる事業であるか。
- ・ 助成事業の目的及びその必要性が明確であり、全国団体による助成事業の成果として、幅広い波及効果や、社会への提言、施策化などの効果が期待できる事業であるか。
- ・ 国民のニーズや時代の変化に的確に対応した事業であるか。

- ・ 限られた助成金を有効活用する観点から、費用対効果を十分に考慮した、効率的かつ効果的な事業計画に基づく事業であるか。
- ・ 成果物の配布・情報提供に当たっては、全国的な規模での事業効果が期待される事業であることを踏まえ、配布先や配布部数、情報提供方法について十分留意した事業であるか。また、成果物については、全国的な団体としての専門性を活かすと同時に、幅広く活用できる工夫がなされているか。
- ・ 事業終了後においても、成果物の活用、普及に努める事業であるか。

「特別分」及び「地方分」助成について

「特別分」助成事業については、民間の創意工夫を活かした自発的で独創性がある事業や先駆性がある事業であって、幅広い地域への普及の可能性のある普遍性のある事業の実施を期待する助成区分として位置づけられてきた。また、「地方分」については、地域に密着した、さらにきめ細かな活動に対しての助成を実施してきた。

これらの助成区分については、より民間団体ならではの創意工夫を活かした自発的な活動を期待しているが、規模の小さな団体も多く、実施体制や事業計画などにおいて必ずしも十分な準備や実施がなされていないケースもなかには見られた。

<ポイント>

- ・ 利用者本位の取組み、地域に根ざしたきめ細かな事業となっているか。事業が単に団体内部の成果に留まらず、地域の高齢者や障害者、児童等の福祉の向上に結びつくよう充分考慮されているものか。
- ・ 団体の設立趣旨・経緯、活動実績、組織体制等から、助成事業の実施主体としてふさわしいと考えられる事業であるか
- ・ 事業計画が、団体の実施体制から見て実現可能と考えられる事業であるとともに、効率的・効果的な実施に努め、経費の支出が適切である事業であるか。
- ・ 事業の実施、展開に当たっては、事業を効果的・継続的に実施するため、他団体や関係機関、関係職種等、様々な地域資源との連携やその活用を図って事業を実施しているか。

- ・ 外部有識者を活用した委員会の設置等により、事業の実施方法や計画の妥当性についての検討や、事業の実施状況の確認を行うなど、事業の企画立案及び実施に関して然るべき体制が整備されているか。
- ・ 助成事業終了後における事業継続の能力及び意向のある事業であるとともに、事業成果の普及や地域への波及効果が期待できる事業であるか。
- ・ 他の団体や地域において同様の取組みを行うに当たっての参考となるよう、事業成果の取りまとめや公表が行われる事業であるか。
- ・ 物品購入を伴う事業については、その必要性について十分な検討を行うとともに、助成事業終了後においても、購入した物品を活用し、事業を継続させるものとなっているか。
- ・ 助成後の事業の展開や財源の確保について、あらかじめ十分に検討されているか。

これらの課題のうち、ヒアリング評価等の結果の取りまとめの段階で、先行して平成22年度における助成事業の審査・選定に反映させることが望ましいと考えられたものについては、本最終報告書を待つまでもなく、既に平成21年12月22日付けで、当評価部会として、「平成22年度助成事業の選定に当たっての留意事項」を取りまとめ、基金事業審査・評価委員会審査部会に対して提言を行った。

平成21年12月22日

平成22年度助成事業の選定に当たっての留意事項

基金事業審査・評価委員会評価部会
部会長 潮谷義子

基金事業審査・評価委員会評価部会においては、本年7月から11月にかけて実施した平成20年度助成事業に関するヒアリング評価等の結果に基づき、基金事業審査・評価委員会審査部会において助成事業を選定するに当たって、留意することが望ましい事項を（別紙）のように取りまとめました。

すでに昨年度、審査・評価委員会において、審査方法の見直しをはじめ、基金事業そのもののあり方について、具体的な改善の必要性を提起しております。

評価部会においては、第1回評価部会において「平成21年度における評価方針」を定め、より効果的な評価の実施とその結果の活用を図ることとしています。特に評価部会委員によるヒアリング評価の結果については、委員による専門的知見からの評価所見として助成先団体に示すことで、助成後も事業の発展や改善に寄与させることとしたが、審査部会においてもその結果を十分に共有し、その評価結果を有効かつ確実に審査結果へ反映するよう求めます。

今回、評価部会としては、平成22年度助成事業の選定に当たって留意することが望ましい事項を取りまとめました。

審査部会においては、平成22年度助成事業の選定に当たって、これらができる限り審査及び選定の方針に反映して選定を行い、真に助成が必要なものを助成対象とすることで、より効果的な助成が行われるよう特段の配慮をお願いします。特に今般は適切な採択が求められています。

評価部会は、審査部会によって選ばれ事業実施されたものについて評価を行っており、PDCAサイクルにおけるC（チェック）および一部A（アクション）にかかわる部分を担っています。採択の作業が第一義的に最も重要であることについて十分な認識が必要であります。責任の重要性を十分認識して審査を行ってください。

（別紙）

1. 助成区分に共通した事項

- （1）行政による施策やサービス提供では十分に行き渡らない、あるいは十分に機能しない分野や、施策やサービスの届かない狭間となっている分野、さらに、今まで行われていない新しい取組み、その取組みが今後の開発につながる萌芽的なものであって、将来性が見込まれるもの、市民のチャレンジ性があるものなど、民間団体が取組むことによって大きな効果が期待できる事業が優先的に選定されるよう、配慮いただきたい。
- （2）助成事業の審査及び選定に当たっては、個別事業のヒアリング評価結果及びその中で示されたヒアリング評価実施者の意見を活用、反映していただきたい。
- （3）多様な民間福祉活動の振興を図るに当たっては、事業の利用者やその家族など、「真のエンドユーザー」の利益を重視した取組みや実践的な事業が優先的に選定されるよう、配慮いただきたい。
- （4）独立行政法人福祉医療機構の中期計画及び年度計画の内容に鑑み、政策関連助成については、事業の積極的な普及啓発の観点から、事業内容や事業の波及効果等に重点を置いた審査を行うとともに、先駆的活動助成及び地域活動助成について、全助成件数の80%以

上となるよう、優先的な採択を行うことに、配慮いただきたい。

(5) 委託費が計上されている場合は、委託することが相応しいか、委託予定の内容、金額などが妥当であるか十分吟味されたい。

2. 特に留意すべき事項

< 団体の力量 >

申請団体の設立趣旨・経緯、過去の活動実績、組織体制等を十分把握し、助成事業の実施主体としてふさわしいことを確認すること。政策関連助成については、団体の持つ組織力や固有の専門性を活かすことを確認すること。

< 事業の目的、必要性、効果 >

申請書において助成事業の目的及びその必要性が明確であることを確認すること。申請書がおざなりなものが散見される。また、助成事業の成果によって、幅広い波及効果や、社会への提言、施策化などの効果を推し量ること。

< 時宜に適った即応性 >

ニーズや時代の変化に的確に対応し、進取の取組みであること。また、地域に根ざした独自の取組み、地域資源を活用した取組みであること。

< 効率性 >

限られた助成金を有効活用する観点から、費用対効果を十分に考慮、さらにはベストバリューとなる取組みとなると想定されるものであること。

< 成果の計画的な公表 >

事業の社会的責任の大きさに鑑み、説明責任を十分に果たせるよう事業成果の取りまとめや公表が計画的に行われるものであること。

< 利用者本位 >

利用者本位の取組みを行う事業であること。事業が単に団体内部の成果に留まらず、地域の高齢者や障害者、児童等の福祉の向上に結びつくよう充分考慮されているものであること。

< 他との協働・連携と継続実施の可能性及び地域福祉の視点 >

多様な組織や人々が担い手や協力者として関わることで、地域における継続的な実施や連携の可能性について充分考慮されているものであること。また、その活動が地域の福祉の増進に貢献するものと見込まれること。

< 購入備品の継続的活用 >

物品購入を伴う事業については、助成事業終了後においても、購入した物品を活用することが見込まれること。特に試行的な取組みであっても一回限りの使用としないこと。事業を継続する意志が明確であること。

なお、昨今の同種の助成事業における助成の適切さを検証し、かつ透明性を高めるために、採択をしたものについては審査した委員はコメントを付しているが、さらに責任性をもった専門的な審査を行い、評価部会委員が低い評点をつけた事業については審査部会委員のコメントに照らして、どう判断したかを明らかにすべきである。

最後に、先般実施された行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け」の評価結果により今後、基金事業の仕組みそのものが大きく変更されることも予想されるが、基本的な助成の仕組みが継続される場合は、上記留意事項を十分反映した事業実施を強く要望する。

評価部会で取りまとめた、この「平成 22 年度助成事業の選定に当たっての留意事項」については、助成事業の選定に先立って評価部会の提言として審査部会へ進達され、この留意事項を受け、審査部会においてはその内容を反映した選定方針を策定した上で、平成 22 年度助成事業の選定にあたった。

(2) 今後の助成事業の在り方についての提言

これらの評価結果や、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価などを受けた新制度への移行も踏まえ、今後機構が取り組む助成事業の在り方について、評価部会として以下の通り提言する。

地域のきめ細かな活動への支援の強化

高齢化や少子化の進行、都市部と地方の格差拡大、人々の地域への帰属意識の変化、ライフスタイルの多様化など、様々な社会的、経済的な環境変化等によって、地域における福祉課題も多様化している。また、都市部と地方でも、異なった環境の下で、それぞれ都市部ならでは、あるいは地方ならではの課題を抱えている。

例えば、都市部においては、従来あった隣近所同士助け合いの中で共に子育てをする風土が、核家族化などの中で失われつつあったり、孤独な子育てを強いられることで、家庭そのものがハイリスクになりやすくなっていることなどもよく指摘される。あるいは地方においては、若者の都市部への流出などによる極端な人口減少などにより、高齢者のみが地域の中で孤立・点在して暮らすことで、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持すら困難となる限界集落の問題も多くみられるようになった。

こうした、それぞれの地域独特のニーズや問題に対して、中央から画一的な施策で対応しようとする時代から、次第に、身近な地域で身近な担い手はその地域の特性を把握した上で、適切なサービスを提供することがますます求められてくるようになっていく。

また、こうした地域における民間福祉活動の新しい担い手として、特に近年、NPO法人の活躍が目覚ましい。1998年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されて以来、10年以上が経ち、2009年末現在で3万9千近いNPO法人が認証されている。今後ますます高齢化や少子化が進行し、また一方で団塊世代が地域の中に活躍の場を求めていく中で、市民活動の場としてのNPO法人が果たす役割も、ますます大きくなっていくものと思われる。

また、新しく生まれてきたニーズには、NPO法人や、ボランティア団体など法人格のない非営利の任意団体などの新しい担い手が、いち早く先駆的に取り組んでいくという傾向がある。こうした、地域で発生するニーズに対して即応性や柔軟性をもつ、新たな民間福祉活動の主体としての期待も高まっているとともに、それぞれの地域の中の問題や課題を、市民の自発的な意志や問題意識を持って身近な担い手が温かみを持って行う活動が一過性なものに終わらず、地域の中で定着し、継続、発展していくことが重要といえる。

そのためには、こうした団体が点として活動するのではなく、地域の社会福祉法人、当事者団体などのほか、自治会、商店街など様々な地域の主体がそれぞれの役割や特徴を活かして協働、連携していく中で、相乗的に地域全体の福祉力の再生や向上を図っていくことが重要である。

機構の助成としては、これらの活動や、その活動がきっかけとなって地域のネットワーク形成に資するような助成や支援を一層積極的に実施するとともに、優れた事例についてはその成果やノウハウを広く伝えていくことで、全国に同様の活動の萌芽を促すなど、地域における助成の成果を、全国規模の助成制度であることを活かしてさらに広げていくような支援に力を入れていくべきと思われる。

支援すべき分野の発掘と重点的な助成

前述のように、今日の福祉課題はますます多様化、複雑化していく中で、助成制度として一定の普遍性を保ちながら、中でも重点的に助成すべき分野を定めていくことは、助成の効果を高めるとともに、限られた財源をより有効に活用していく上で重要といえる。

また、どのような分野を重点的に助成していくかについては、より普遍性を求められる行政の施策や、設立目的等により比較的限られた分野を対象に助成することの多い民間財団などと異なり、行政と地域や福祉現場の中間にいる機構としては、その時々々の助成の方向性を端的に示す、非常に重要なポイントの一つであるといえる。

特に、施策が必ずしも行き渡っていないが深刻なニーズが現存する課題や、緊急性の高い事業、時代の変化に即応しようとする事業などについては、行政による施策化には時間が必要であったり、あるいは、直接行政が携わるよりも民間の自発性や創意工夫を活かした方が温かみのあるものとなるものも少なくない。

また前述のとおり、こうした新しいニーズにはNPOなどの新しい担い手が、施策化などを待つまでもなく、いち早く先駆的に取り組んでいくという傾向がある。機構ならではの立ち位置の利点を活かし、施策動向や福祉現場の状況を察知し、時代の要請に合致した支援すべき分野を常に発見する努力を続け、それを重点的に助成する分野として設定することにより、問題・課題への即応や、限られた財源のより有効な活用、NPO等による事業や活動の活性化、ひいてはこうした活動の成果が政策提言や施策化等にも結びつくことなども考えられる。

具体的には、機構において昨年度より組織横断的にプロジェクトチームを編成して取り組んできた、団塊世代による地域コミュニティの再生支援や、医療的ケアが必要な障害者とその家族の支援の分野などが一例といえ、次に述べるような、資金助成のみに終始しない様々な支援により、より高い相乗効果を目指すべきである。

そして、そのためには機構の専門性の一層の向上が不可欠であり、不断の努力が要求される。

助成金配分にとどまらない団体や活動への支援

これまでも触れられてきたが、助成応募の手続きの際の助言や助成後のヒアリング評価等はもちろんのこと、事業の計画段階における相談、助成期中や助成終了後も様々なフォローを行うことにより、助成金配分だけにとどまらない団体や活動への支援を実施することで、結果として助成金投下の効果をより大きくするとともに、助成件数が多いために陥りがちな「fire and forget (ミサイルを発射したら、そのあとは忘れてしまう)」の状況をできる限り解消すべきである。この点は、新しい助成制度においては、これまで都道府県・指定都市の社会福祉協議会が窓口となっていた地域の小規模な事業も含めて、全ての助成申請について機構が直接受け

付けることとなることにより、一層重要となる。

現在、年間800件から1,000件前後の民間団体に約30億円の助成を行っている中で、その約1割の事業について評価部会委員と機構事務局が直接団体側にかがひヒアリング評価を実施している（書面評価については全数実施）。また、企画段階の助成相談や助成期中の進捗状況調査なども実施しているが、今後は効率化を図りながらもさらにこうした活動に力を入れ、実施方法を工夫することにより、確実に利用者の利便やサービス向上につなげることで、より大きな成果を得られるための支援をする必要がある。

先般の事業仕分けにおける評決により、機構の助成に係るいわゆる事務経費については半減となったことから、今後は機構事務局が中心となって各地の助成先にかがひ、より集約的にヒアリング評価などを実施することで効率化を図ることとなる。しかしながら、その機会に、単にヒアリング評価を実施するだけでなく、情報提供や相談等の各種の支援を積極的に行うことに努め、経費の効率化と助成事業に更なる付加価値をもたらす努力を共存させることで、反対に「むしろユーザーのニーズにより近づく機会を得て、団体や事業のその後の発展に寄与するチャンスにしていく」という認識を持つべきと思われる。

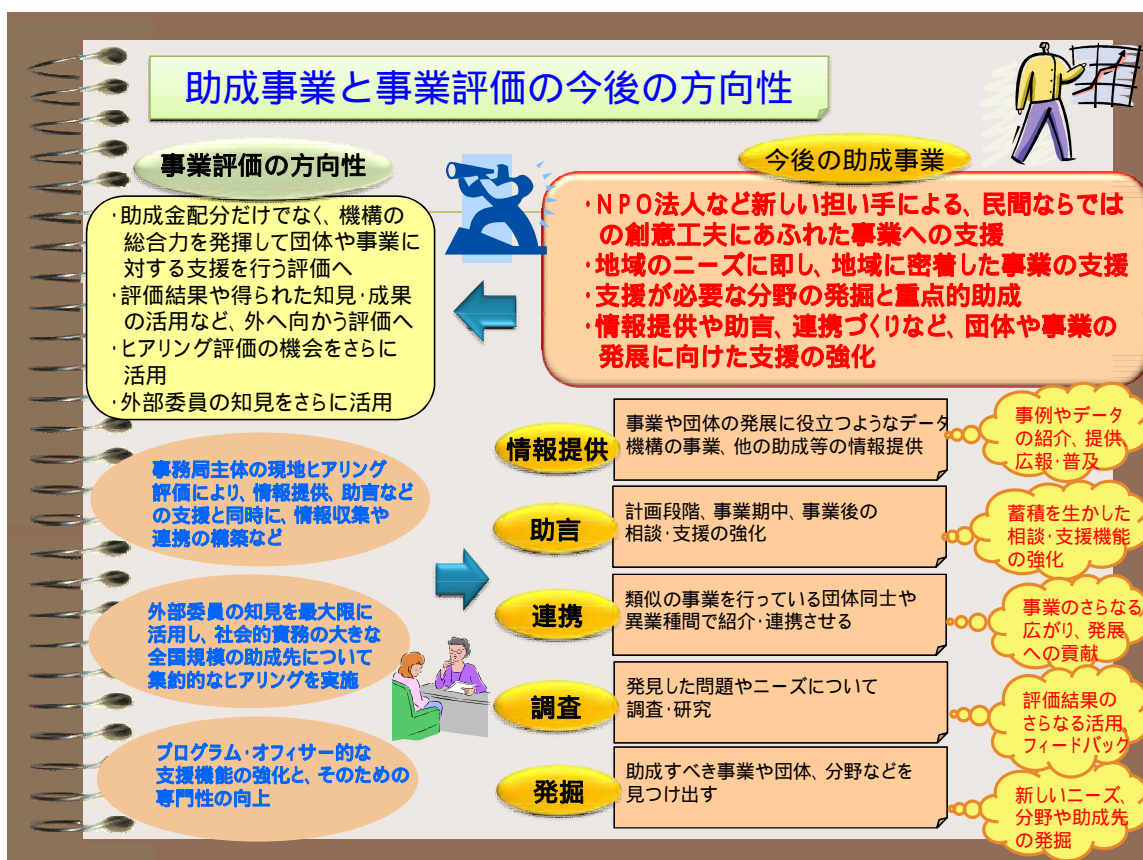
自己評価書やフォローアップ調査の記述、ヒアリング評価の際などにおいて、多くの団体、特に地域で活動する団体が、他の助成財団を含めた助成情報をはじめとする財源確保の方法や、制度・施策の動向、先進事例やそのノウハウなどの情報提供を求めていることがわかる。福祉・医療分野において多様な事業を行う機構ならではの総合力や様々な保有データを活かし、外部委員のスーパーバイズや関係機関等の情報を得ながら、事業や団体の発展に役立つような情報提供等を行うことが求められる。

また、こうした各種のフォローアップは、事業の計画段階、事業期中、助成終了後など、それぞれの段階に合わせた助言・支援が可能である。ヒアリング評価の際

だけでなく、助成相談、事業実施中の進捗状況調査などの時々のお機を捉え、助成事業に携わる職員が連続性を持った支援を行うべきといえる。同時にこうした機は、とりもなおさず他の団体の支援のための情報収集や連携づくりの基礎にもなる。

なお、こうした支援を実現するためには、当然ながら機構事務局の専門性の一層の向上が不可欠であり、不断の努力が要求される。米国の助成財団などで、いわゆるプログラム・オフィサーと呼ばれる専門スタッフが、事業の企画段階の相談から、助成事業の実施中、助成終了後のフォローアップまでの期間を通じて、事業や団体の発展過程に合わせた助言や情報提供などを行い、側面的な支援を行うことで成果をより高めている例が見られ、前述のとおり今後ますます必要な機能といえる。

現在の機構の状況は、全ての職員について専門職配置をする状況にはない。さらに事務経費の半減により、既存の人員も削減せざるを得ない現状でもあり、後に述べるように何らかの対応方策が求められるが、そうした中であって、助成事業に関わる職員は少なくともプログラム・オフィサー的な視点を持って、より顧客ニーズに沿った連続性のある支援を行うべき役割を担っており、これを一層推し進めるべきであるといえる。



(3) 改善・充実に向けて助成事業、評価事業を通して行うべきこと

以上のような、今後の助成事業の在り方を踏まえて、一層の改善・充実に向けて助成事業、評価事業を通して、具体的に実施すべき事柄について、評価部会として以下の通り提言する。

評価結果の更なる活用

事業評価は、平成15年度より本格実施を開始して以来、評価項目の見直し等を実施して、評価の客観性の向上と効率化を図りつつ、実績を重ねてきた。評価の実施によって得られた評価結果をもとに評価部会が提言をすることにより、次年度の助成事業選定や以降の募集要領の改善に活かす、いわゆるPDCAサイクルを回すだけにとどまらず、以降の助成事業の在り方などについても反映させてきた。

また、内部改善はもとより、ヒアリング評価などの際に評価部会委員が専門的な見地から直接団体に助言や示唆を与えたり、その評価結果を団体側へフィードバックすることにより、助成先団体のその後の運営や事業展開に寄与させてきた。

前述のように、今後、機構事務局による集約的なヒアリング評価の実施の比率が増し、また、ヒアリング評価時以外にも助成相談、事業実施中の進捗状況調査など、その時々を捉え、助成事業に携わる職員が連続性を持った支援をより積極的に実施していく新たな段階に入るに当たって、これまで以上に、評価事業を通して得られた結果やその集積データ、優良な事業事例やそのノウハウなどを、助成先団体の運営や事業に巧みに還元し、資金助成だけでない利用者サイドに沿った支援を実現させる必要がある。

したがって、評価によって得られた知見や普遍化され得るチェックポイントなどは、PDCAによる内部改善への活用はもとより、これまで以上に活用される必要がある。すなわち、他の助成団体やその先のエンドユーザーのためのサービス向上を見据えた支援のための評価の活用を目指す必要がある。

具体的には、これまでの評価やその集積に加え、優良事例とそのノウハウ、ある

いは失敗事例、または経営や事業運営に活用できる数的データや指標などの蓄積と可視化などが考えられる。これらは、ヒアリング評価などを通して得られるものも多いほか、数的データ等については、助成申請書類、精算報告書、自己評価表などの既存様式で得られるものも多い。

なお、それ以外の新たな情報が必要となる際は、団体側の負担に十分配慮しながら提出や聞き取りなどの方法を工夫すべきといえる。

外部委員、関係機関等の知見・情報の更なる活用

評価部会委員によるヒアリング評価の結果については、それぞれの専門的な見地からの指摘として特に重視し、次年度以降の助成先選定や助成事業の仕組みそのものの改善に反映するなど、この評価事業の目的たるPDCAサイクルによる連続的な事業改善に活かすことが求められている。

特に、全国規模の団体による助成事業については助成金額も大きい傾向にあり、事業規模から大きな効果が期待される反面、それだけ社会的責務も重く、効率的な資金の活用が行われなかった場合のリスクも大きい。限られた資金の適正配分や、専門性の高い助言を実現させるためにも、外部の識者による専門的な見地からのアドバイスが不可欠であり、それが効果的な評価と適切な選定に結びつく。

一方、利用者による自己決定の重視、利用者本位のサービス提供などの福祉サービスと利用者との関係や意識の変化、担い手の多様化などの民間福祉活動をめぐる様々な環境の変化などを踏まえ、機構の特徴を活かしたより効果的で時宜にかなった助成を実現するためにも、高度に専門性を有する選定・評価のための外部委員やアドバイザーなどは欠かせない。

なお、前述のように、今後、機構事務局主体による集約的なヒアリング評価を各地において実施し、事業の計画から、助成期中、助成終了後まで、各段階における多様な支援を一層積極的に実施することとなる。そのためには、当然ながら機構事務局の専門性の更なる向上が必須であり、このような外部スタッフは、職員に対しての専門的な見地からのスーパーバイズの役割も期待される。

また、厚生労働省の政策課題にも対応し、効果的に助成を行うためには、専門的な知見を有し、豊富な人的ネットワークを持つ機構の独自性と独立性を活かし、機構側の蓄積したこれまでのノウハウや助成実績に裏打ちされた提言を、むしろ積極的に行政に示していくことが求められる。これらは、適切な補助金の執行を行う上での重要な要件とも言える。

さらに、他の福祉医療関係機関や、民間助成財団、大学等の専門機関からの情報や知見を日常的に得ることも、助成先団体への支援の基となる情報収集や機構事務局の専門性の向上につながるばかりでなく、助成の在り方やその見直しのためにも重要となると思われ、そのような役割が機構側に求められる。

積極的で多様な支援の実施

前述のとおり、助成応募の手続きの際の助言や助成後のヒアリング評価等はもちろんのこと、事業の企画段階の相談、助成事業実施中や助成終了後も、その時々助成金配分だけにとどまらない団体や活動への支援を一層強化することが、事業の継続や団体の運営の安定化、発展に寄与すれば、結果的に助成金の効果をさらに高めることにつながる。

具体的には、事業や団体の発展に役立つようなデータや情報、優良助成事例やそのノウハウの紹介、機構の事業・サービス情報、全国の動向や他の助成制度などの情報などの提供（情報提供）、計画段階、助成事業期中、助成終了後など各段階での相談、支援（助言）、類似の事業を行っている団体同士や、異業種間での紹介や連携づくり（連携）などが考えられる。

さらに、こうした支援を続けていく中で発見した問題やニーズについて、調査を実施したり（調査）、助成すべき事業や団体、分野などを見つけ出し（発掘）、以降の助成の在り方や方向性に結び付けるということも考えられる。

また例えば、さらに助成することで一層の発展の可能性のある事業を見つけ出し、継続して助成を行う（フォローアップ助成や複数年助成）、普及が必要な事業や、新たに発見した問題やニーズをテーマとする調査事業などをモデルとして示

して実施団体を募集する方法（モデル事業）など、新しい助成メニューへの発展の可能性も考えられる。

前述のとおり、新しい助成制度においては、これまで都道府県・指定都市の社会福祉協議会が窓口となっていた地域の小規模な事業も含めて、全ての助成申請について機構が直接受け付けることとなる。このため、こうした全国各地における比較的小規模な事業については、特に各段階に応じた情報提供やフォローアップが重要となる。

その一方で、事務経費の極端な削減と両立させるためには、機構事務局が主体となり、前年度助成事業のヒアリング評価と、当年度事業実施中の進捗状況調査など同一地域の事業をまとめて実施することなどにより、一層の効率化を図ることとなる。

機構事務局の専門性の更なる向上

これらの多様な支援の実効ある実施のためには、当然ながら機構事務局の専門性の向上が一層不可欠であり、不断の努力が要求される。前述のような、プログラム・オフィサー的な視点を持って、より顧客ニーズに沿った連続性のある支援を行うためには、高い専門性が要求されることとなる。

そのためには、研修などによる知識の修得も重要だが、より事務の効率化や簡素化を進めながら、助成先等の民間福祉活動の実践現場の実情に耳を傾け、情報交換などを行うことで、座学では得られない地域の福祉課題や団体・事業の運営の実情などについての知見をこれまで以上に深めることが非常に重要である。

機構は昨年度より、組織横断的に意欲のある人材を集め、民間活動支援強化プロジェクトチームを編成し、民間福祉活動を支援していくための効果的な事業展開を行うための基礎固めを行ってきた。今年度は緊急性やニーズの高い4つのテーマ（児童虐待防止、医療的ケアが必要な障害児者など）を定め、研修や現場での情報・意見交換、課題整理を中心に活動を実施し、来年度以降の支援の方向性をまとめた。

外部委員や関係機関等のアドバイスも得ながら、実際に様々な支援に取り組むなかで、より一層の専門性を高め、機構としてのさらに主体性を持った取組みを担う専門スタッフとしての育成を目指すことにより、ユーザーに真に求められている支援が実現するものと思われる。

また、助成事業に関わる一人ひとりの職員は、前述のようなプログラム・オフィサー的な視点を持って、より顧客ニーズに沿った、事業や団体の発展段階に応じて必要な連続性のある支援を目指すべきといえる。

以上、(2)の今後の助成事業の在り方を踏まえた上で、今後の改善・充実に向けて助成事業、評価事業を通して行うべきこととして、大きく3つの点に分けて提言した。

しかしながら、前述のとおり、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けによって、助成財源が基金の運用益から一般会計への予算要求方式に変わっただけでなく、事業実施のための事務経費が半減されたことは、一方で多くの懸念を抱えることとなった。

特に普及啓発活動に要する費用や事務局体制などは、大幅な縮小を余儀なくされることとなったため、提言にあるような、機構のノウハウや蓄積を活かした助言や情報提供などの助成先に対する多様な支援や、機構事務局の専門性の更なる向上などについて、実効性をもって実施していくためには、相当切り込んだ厳しい経費の削減と効率化が求められると思われる。

それとともに、可能な限りの効率化を追求するのは当然ではあるものの、効率化を追求するあまりに、最も重要な「助成効果の最大化」という目的そのものを見失う結果とならないような、質の確保が必要である。

また、評価部会として最も懸念するのは事務局の事務処理負荷の急激な増大である。特に、事務局体制が縮減される状況にあって、従来、都道府県・指定都市社会福祉協議会が窓口となっていた地域の小規模な助成申請についても、今後は機構が直接受け付けることで、3,000件近い申請とその相談を担うこととなる。

したがって、助成事業の質と顧客満足を確保・実現しながら、更なる発展を目指すには、あまりにも過酷な状況であり、評価部会として強い懸念を抱かざるを得ない。

そのための打開策として、審査・評価にかかる外部専門スタッフの積極的活用によって、集中・効率化による運用が望まれる。

評価部会として強くその実現を望むとともに、そのような体制が築かれない場合には、助成金が「ばらまき配分」になりかねないということとともに、逆にいたずらに厳格な補助金の執行を求めることによって、多様で豊かな民間の創意が損なわれないかとの強い懸念を抱かざるを得ない。

おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、長寿社会福祉基金の創設からこれまで約20年にわたり、1万件以上の民間福祉活動団体に対し、632億円にのぼる助成を行ってきた。

この間、社会的、経済的環境は大きな変化を見せ、その移り変わりとともに長寿・子育て・障害者基金の役割も次第に大きくなっていった。平成元年に、消費税の導入に伴い、社会保障の下支え、社会福祉分野の充実のために、福祉医療機構の前身である社会福祉・医療事業団に100億円が出資されて以来、その後、消費税率の引き上げ(3%→5%)、合計特殊出生率の「1.57ショック」、介護保険制度の導入、長野パラリンピックでの日本選手の活躍による障害者スポーツに対する国民の関心の高まりなど、時代の節目ごとに追加出資され、最終的に約2,800億円の規模となった。

また、高齢化や少子化の進行、経済成長の鈍化、都市部と地方の格差拡大など、様々な社会的、経済的な変化に伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化し、民間福祉活動を取り囲む環境も急激に変化した。こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自由な参加と創意工夫に基づく活動が地域に根付き始めた。そして、これらの担い手を下支えする長寿・子育て・障害者基金の役割もますます大きなものとなっていった。

しかしながら、昨年11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金についてはその全額を国庫に返納し、以降は必要な助成額を毎年度予算要求することとの評決が下されることとなった。民間福祉活動を支える約2,800億円という基盤を失う事実は大変重く、また創設より20年を迎え、昨年度よりこれまでの実績を振り返った上で、原点に立ち返り、より時代のニーズに合致した新しい助成制度に向けての改革に着手していた矢先でもあり、本評価部会としてもこの評決内容は大変残念であるというほかない。

この民間福祉活動へ幅広い支援を行う助成事業の重要性は、今後ますます高まると思われ、国民の期待に的確に応えるため、新制度への移行に当たって、機構事務局にはより一層心して効率的効果的な制度運用に努めてもらいたい。そのためにも、機構の持つ総合力を活かすことにより、単に助成金を配分するだけにとどまらない、機構ならではの支援が求められることとなる。

しかしながら、今回の事業仕分けにおける評決を受け、助成事業にかかる事務経費も半減されることとなり、こうした支援を一層充実させるためには、必要な活動経費を確保できないばかりか、縮小した体制の中で事務局職員には相当な負荷が掛かることが容易に想像され、部会としては大きな危惧を持たざるを得ない。

また、最も憂うべきは、こうした経費削減の影響などにより、助成金の利用者の利便性が低下しないかということである。こうした厳しい状況にあっても、少なくとも利用者の利便性が損なわれる事態があってはならない。特に今般、財源が基金運用益から国庫補助金へ移行することとなり、各種補助金をめぐる近年の不祥事などの影響によって一層厳格な執行が求められることになるが、それによって、44ページで述べたように、自由闊達さやのびやかな市民性が損なわれてはならない。こうしたことを念頭に置きつつ、利用者やその向こうにいる真のエンドユーザーにとっての利益を最優先に据えて事業を行うことが重要である。

したがって、新制度移行後も引き続き、不断の見直しと効率化が肝要であり、あらためて事業評価の重要性を指摘しつつ、最後に評価部会としてこうした懸念を呈しておくことで本報告書の結びとする。

基金事業審査・評価委員会

評価部会 委員名簿

部会長	潮谷 義子	長崎国際大学 学長
部会長代理	栃本 一三郎	上智大学総合人間科学部 教授・学部長
	青沼 孝徳	涌谷町町民医療福祉センター長
	池田 恵利子	いけだ後見支援ネット 代表
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院 教授
	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
	北場 勉	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	汐見 稔幸	白梅学園大学 教授・学長
	野口 典子	中京大学現代社会学部 教授
	野村 一路	日本体育大学体育学部 准教授
	橋本 英樹	東京大学大学院医学系研究科 公共健康医学専攻 教授
	東畠 弘子	ジャーナリスト 日本社会事業大学社会事業研究所
	山岡 義典	日本NPOセンター 代表理事 法政大学現代福祉学部 教授
	和田 敏明	ルーテル学院大学総合人間学部 教授

(部会長及び部会長代理以外は五十音順、敬称略)

(参 考)

事業評価において特に優れた事業と認められた事業一覧（平成20年度助成事業）

No.	評価先団体	事業名	助成区分	基金区分	掲載ページ
1	社団法人 日本てんかん協会	てんかんのある人の自立生活を支えるための事業 地域の社会資源の活用	一般分	高・障	52
2	社会福祉法人 拓く	谷間の支援を障害者と地域の人でつくる事業	一般分	高・障	53
3	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	盲ろう者地域団体の連携組織構築事業	一般分	高・障	54
4	財団法人 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会	デフリンピックへの意識高揚に関する事業	一般分	障スポ	55
5	特定非営利活動法人 ホームホスピス宮崎	安心して暮らし、安らかに看取られるためのケアの充実に関する事業	特別分	長寿	56
6	地域生活も子ばなれもしょう会	障害（児）者の受診支援に関する研究事業	特別分	高・障	57
7	特定非営利活動法人 ウィメンズネット・マサカーネ	DVを生きのびた子どもと女性のデイサービス事業	特別分	子育て	58
8	特定非営利活動法人 子どもの村福岡	「新しい社会的養護」の研究開発・人材養成事業	特別分	子育て	60
9	特定非営利活動法人 日本アーツセンター	児童を対象とした手作り木造船航海体験と地域交流事業	特別分	子育て	62
10	特定非営利活動法人 スマイルクラブ	知的障害者のスポーツ・運動指導に携わるボランティアリーダー育成事業	特別分	障スポ	63
11	特定非営利活動法人 はるな会	手作りとうふ工房事業	地方分	高・障	64
12	特定非営利活動法人 チャレンジドネットワークみやぎ	パン製造等による障害者就労支援事業	地方分	高・障	66
13	特定非営利活動法人 訪問理美容ネットワークゆうゆう	べっぴんしゃんと地域伝承料理で粋粋交流ネットワーク構築事業	地方分	高・障	67
14	輝け「いのち」ネットワーク	社会的養護を必要とする児童の地域まるごと子育て事業	地方分	子育て	68
15	特定非営利活動法人 BigBrothers and Sisters Movement21 School	児童養護施設等退所児童に対する居場所づくり事業	地方分	子育て	70
16	特定非営利活動法人 子どもネットワーク可部	子育て支援のネットワーク作りのための『親の時間』『親子の時間』および『サポーター養成』事業	地方分	子育て	71
17	特定非営利活動法人 ひやしんす	精神障害者の就労支援「宅配サービス」事業	地方分	高・障	72
18	特定非営利活動法人 ワークスマらい高知	就労トレーニングのためのカフェ開設・運営事業	地方分	高・障	74
19	特定非営利活動法人 コミュニケーション支援センター ふくろう	高齢聴覚障害者生きがい対策（ミニデイサービス）事業	地方分	高・障	76
20	子ども夢フォーラム	パパのための児童虐待抑止啓発講座 事業	地方分	子育て	78
21	特定非営利活動法人 うていーらみや	子育て支援プロジェクト事業	地方分	子育て (モデル事業)	79

一般分：高齢者・障害者福祉基金

社団法人 日本てんかん協会

【てんかんのある人の自立生活を支えるための事業 - 地域の社会資源の活用】

(助成金額：4,972千円)

< 団体による事業の紹介 >

てんかんのある人が抱えるさまざまな問題は、その人が暮らす地域で解決する必要があります。そのためには、相談を受ける人の育成が必要です。

そこで、この事業では、相談を受ける人たちがてんかんに関する理解を深めるためのマテリアルとして、「てんかん相談Q&A」と題した相談対応マニュアルを作成しました。地域の専門職をはじめとするてんかんのある人への身近な支援や相談の対応ができる人材を育成していくための、第一歩となりました。

< 評価部会委員によるコメント >

3年計画の中で、初年度にコンテンツを開発し、2年目以降への展開の素地を用意している。コンテンツの中身は質が良い。ターゲットとして生活支援センターを明確にあげ、2年次にセミナー展開などを図り、また事例集積を進めて社会福祉系の相談員への支援展開を計画できている。

初年度の開発コンテンツはやや Medical Social Worker 向けになっているので、これを地域の Social Worker の実践支援に2年度以降つなげていかれることを期待したい。

< 助成事業による成果物など >

報告書「てんかんのある人の自立生活を支えるための事業」

冊子「てんかん相談Q&A」

(団体の問い合わせ先)

〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル4階

TEL: 03 3202 5661

<http://www.jea-net.jp/>

一般分：高齢者・障害者福祉基金

社会福祉法人 ^{ひら} 拓く

【谷間の支援を障害者と地域の人でつくる事業】

(助成金額：7,416千円)

< 団体による事業の紹介 >

引きこもり、虐待、自殺、ホームレス等の制度の谷間にある人たちの問題は「無関心・孤立」であり、デートDVに悩む若者、働きづらさに落ち込む男女、子育てに苦悩する親など、生きづらさを抱えやすい社会で暮らす全ての人に共通する地続きの課題です。

この課題に対して、当研究事業では4つの視点を見だし、支え合いあえる新しいコミュニティを創ることによって解決できるのではないかと、それが今後の社会が目指す方向ではないかと考え、障害者や引きこもりの人など様々な生きづらさを抱える当事者と地域の人たちと共に様々な研修や実践を通し、コミュニティづくりのあり方について考えました。

< 評価部会委員によるコメント >

地域福祉についての議論は多いが、真の住民主体の実践は、必ずしも行われているとは言えない。まさに地域に根差して、新しい方法論をもって、実践している例である。

実践の方が進んでいることを広く関係者に知らせるとともに、地域の人々にこのような取り組みが行われていることを「WAM」として発信していった方が良い。地域でこの団体は取り組んでいることに意味があり、全国普及の視点を当該団体が持つと逆に地道な取り組みが弱くなるのが「常」である。そうさせないためにも、その役割は「WAM」が担うべきである。

訴求力のあるプレゼンテーションは、事業の内容の充実があつてこそ、実現したことが分かる好事例。

< 助成事業による成果物など >

報告書「谷間の支援を障害者と地域の人でつくる事業」

会報「ポレポレ倶楽部通信」

DVD 3枚

小説

リーフレット

チラシ

写真データDVD 1枚

(団体の問い合わせ先)

〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島468-2

TEL: 0942-27-2039

<http://www.h-polepole.com/>

一般分：高齢者・障害者福祉基金

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

【盲ろう者地域団体の連携組織構築事業】

(助成金額：17,206千円)

< 団体による事業の紹介 >

盲ろう者地域団体の代表者が一堂に会し、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等日本の盲ろう者福祉のあり方について話し合うため、会議を行いました。

地域における盲ろう者リーダーの活動を支援するために、地域利用券を交付し、地域活動のために必要な通訳・介助者を派遣しました。

派遣事業の実務を担当する各地域のコーディネーターが一同に会し、コーディネーターの資質向上のための会議を行いました。

< 評価部会委員によるコメント >

内容的には特に問題はない。必要なことを着実に実施しており、問題解決に向けた底力を強化するような効果を上げているため、自己評価と同じくAとした。ただしWAMへの資金の頼り過ぎから閉鎖的な活動になりがちで、外部に向けた問題提起がなされなくなっているのではないかと危惧もある。全国大会などは企業などからの協賛努力もすべきではないかと思われる。

< 助成事業による成果物など >

報告書 2冊「全国盲ろう者団体代表者会議報告書」

「全国コーディネーター連絡会」

点字による報告書もある

(団体の問い合わせ先)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2 - 5 神保町センタービル 7階

TEL : 03 - 3512 - 5056

<http://www.jdba.or.jp/>

一般分：障害者スポーツ支援基金

財団法人 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

【デフリンピックへの意識高揚に関する事業】

(助成金額：3,400千円)

< 団体による事業の紹介 >

「音のないスポーツ」の祭典、「デフリンピック」への意識高揚に関する基盤作りの一環として、まず聴覚障害学生・児童の在籍する教育機関および競技団体等における認知度を100%にあげることを目的とし、デフリンピック啓発資材をパンフレット及びホームページの形で作成し、教育機関・競技団体を中心にパンフレット配布及びホームページの周知を行いました。

< 評価部会委員によるコメント >

事業は、デフリンピックへの意識高揚を目的として、啓発資材の作成・配布、啓発資材活用セミナーの開催を実施することであった。まず啓発資材の作成は、パンフレットの作成とホームページの作成であったが、パンフレットはその意図するところが焦点が定まっておらず、もう少しデザインの面でも工夫があつてよいと思われた。ホームページは(財)全日本ろうあ連盟のホームページに「デフリンピック啓発ウェブサイト」として立ち上がっており、デザインも視認性も良く仕上がっている。これらの啓発資材の政策方針を決定するために委員会を設定し、3回の委員会を開催しているが、回数も委員構成も適当と認められた。ただしパンフレットのデザインや作成にはもう少し専門家に任せるなどして、より工夫があつてよかったと考える。デフリンピック啓発資材活用セミナーを1回開催しているが、参加者見込みが50人に対して、実施時の参加者が85人と人数は多かったものの、役員や関係委員をカウントしての数ということで、本来参加を期待した教育関係者の参加が少なかったということが残念であった。ろう学校関係者の間でもデフリンピックについての理解も少なく、ましてや小学校の難聴学級、さらには障害者スポーツ指導員養成課程認定校(大学・短大・専門学校)等への周知も今後検討されてもよいのではないかと感じた。

全国各地で実施されている障害者スポーツ指導員の養成研修会においても「聴覚障害者」のスポーツ指導に関するカリキュラムはまだ不十分であり、また保健体育教員養成課程をもつ大学等のカリキュラムにおいても障害のある児童・生徒に対する指導内容について科目が必修化されていないなど、本事業の今後の展開はさらに広がりをもつことが期待できる。

< 助成事業による成果物など >

パンフレット

(団体の問い合わせ先)

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 TEL:03 3268 8847

お問い合わせの際は、FAXにてお願いします FAX:03 3267 3445

<http://www.jfd.or.jp/> (全日本ろうあ連盟のHP)

特別分：長寿社会福祉基金

特定非営利活動法人 ホームホスピス宮崎

【安心して暮らし、安らかに看取られるためのケアの充実に係る事業】

(助成金額：5,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

暮らしの根幹をなす高齢者の「食」が危ういとの認識から、高齢者の食生活調査を2地域で実施しました。安心して暮らし、安らかに看取られるために、「かあさんの家」の看取りの経験を活かし、ケアの充実に係る教育プログラムを実施しました。地域住民と大学、医療機関をコーディネートし、NPOとして協働事業を展開することによって、これまでになされなかった手法でまちづくりに貢献することができ、また世代間交流が図られ、次世代への命の継承へとも繋がりました。

< 評価部会委員によるコメント >

生命を維持するための最も基本的な要素である“食”に着目し、地域の自治体や社会福祉協議会、民生委員、医療機関、研究機関など社会の色々な組織と協働して横断的に事業を展開したところの意義は大変大きい。ややもすると同じような事業を各組織がそれぞれ縦割りのように独立して実施されることが多い中で、それを結びつけたこのNPOの果たした役割は大いに評価すべきと思われる。旧来のしがらみにとらわれないNPOならではの活動であり、このような取り組みを多くのNPOに期待したい。全国各地にこのような取り組みを発信してもらいたい。また、報告書の内容も大変充実したものになっている。

ただ、健康状態を客観的に判断する指標として用いられる、いわゆる正常値というものには往々にしてほとんど一般成人の値を基にして作られている事を考慮に入れて高齢者の状態を判断しなければならない。今後は、できるだけ多くの元気高齢者の協力の下、いわゆる高齢者の正常値というようなものも提案してもらえるとありがたい。

< 助成事業による成果物など >

リーフレット

DVD 1枚

(団体の問い合わせ先)

〒880-0913 宮崎県宮崎市恒久2丁目19-6

TEL: 0985-53-6056

<http://www.npo-hhm.jp/>

特別分：高齢者・障害者福祉基金

地域生活も子ばなれもしよう会

【障害（児）者の受診支援に関する研究事業】

（助成金額：4,571千円）

< 団体による事業の紹介 >

知的障害児・者が必要な医療を受けられない、または受けにくい状況を改善するため、医療機関及び知的障害児・者の保護者のヒアリング調査を実施し、受診のポイントをまとめました。受診のポイントはパンフレットにまとめ、都道府県及び障害福祉施設等に配布を行っているほか、ホームページにも掲載しています。また、医療関係者と障害児・者の保護者の相互理解や工夫の共有が必要であり、報告会を開催しました。検討の経過及び報告会の内容は報告書にまとめています。

< 評価部会委員によるコメント >

医療従事者と患者間の良好なコミュニケーションは適切な診断、治療のために不可欠である。しかし現実においては、このコミュニケーションが必ずしもうまくいっていない事例が多々みられ、訴訟にその解決を委ねる例も多くなっている。こういった現実は、医療者にとっても極めて不幸なことである。まして、障害を持った方の場合、正確に自分の不具合を伝えられない可能性があり、コミュニケーションをとる際、一般人と比べ、より高いハードルがある。このような「困難」を相手の所為にするのではなく、どうすれば医療者とよりよい関係を築けるか、障害者の当事者団体や家族による集いや研修会を持ち、ヒアリングを行ってわかりやすいパンフレットにまとめた。

医療者にとっても、また障害を持たない一般人にとっても、より良い医療にするための大変有意義なパンフレットになっている。セミナーにおいては色々な立場の方の多数の参加（113名）があり、また地元紙に取り上げられるなど地域への広がりも認められる。

今後はこのような活動を全国に広げられるよう期待する。

< 助成事業による成果物など >

報告書「知的しょうがいを持つ人がより良い医療を受けるために」 小冊子

（団体の問い合わせ先）

〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階

TEL：022-727-8730

<http://www.clc-japan.com/kobanare/index.html>

特別分：子育て支援基金

特定非営利活動法人 ウィメンズネット・マサカーネ

【DVを生きのびた子どもと女性のデイサービス事業】

(助成金額：5,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

大人には様々なプログラムに登録し定期的な外出の習慣と家事の技術習得、手仕事を介してコミュニケーションスキルの向上、仲間づくりを行います。実施状況として充実したプログラムに多くの女性が参加して楽しく過ごし生活の向上につながっています。子どもはDV環境にあった子どもが「子ども」として存在できる場や機会を尊重されながら過ごす場と支援を行います。実施状況として子どもたちが遊びを自分で選ぶことなどを通して毎回楽しく通いました。

< 評価部会委員によるコメント >

DV被害者のためのシェルターの取り組みは、広がりを見せているが、入所期間は3週間程度であり、困難を抱えた母子の退所後の生活再建が大きな課題になっている。

ウィメンズネット・マサカーネの取り組みは、シェルターを出た女性と子どもの支援プログラムとして、デイサービス事業を開発し大きな成果を上げている。シェルターを出た母子で日常生活に困難を抱え、引きこもっている母親が、自分で選んだ楽しいプログラムに参加することで、外出習慣を身に付け、楽しみの場であり、技能を身につけ、子どもや自身を語る場になっている。選択したプログラムの日以外でもいつでも立ち寄れるよりどころになっている。

子どものプログラムも週2回2時間であるが、送迎が行われ、学生ボランティアの参加で、子ども2人にスタッフ1人の割合で、個々の子どもに目が行きとどく体制が組まれている。子どもは2年もすると学校や、近所に友達ができ、ここから卒業して来なくなるという。この事は、虐待を受けていた子どもがこのデイサービスを通して自立していく効果が確認できる。

これらの事業の主なスタッフが当事者であった人たちであり、有力な担い手に育っていることも評価できる。社会資源の活用、行政をはじめとした多くの機関団体との連携も事業を通じて確実に築かれている。ニーズに応じ、保証人、住宅確保、お金の管理など様々なサポートを作り出している。これらの活動を、北海道のネットワーク、全国の

ネットワークを通して報告、広げる取り組みもなされているすぐれた取り組みである。

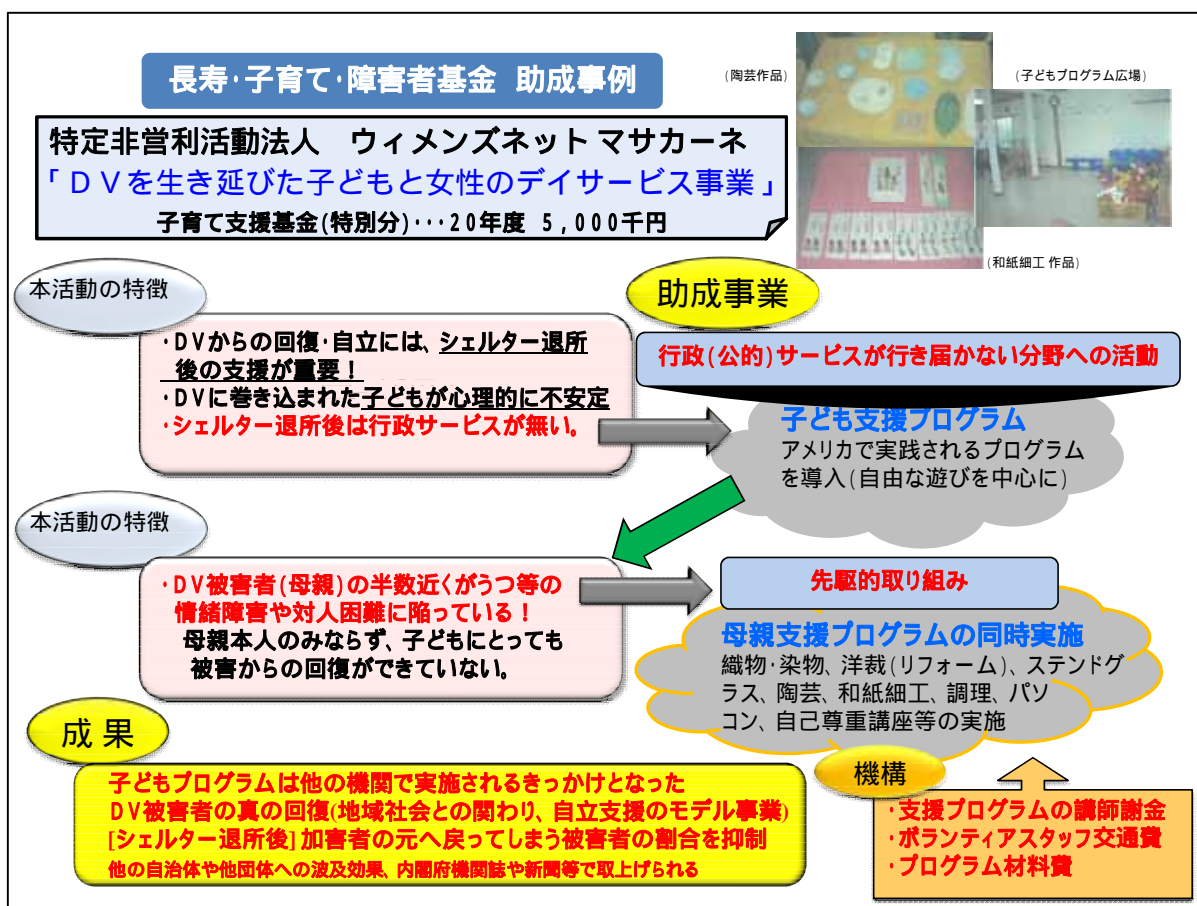
< 助成事業による成果物など >

チラシ

(団体の問い合わせ先)

〒051-0011 北海道室蘭市中央町1-1-2

TEL: 0143-23-4443



特別分：子育て支援基金

特定非営利活動法人 子どもの村福岡

【「新しい社会的養護」の研究開発・人材養成事業】

(助成金額：5,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

「家族と暮らせない子どもたち」のための「子どもの村」設立を目標として、SOSキンダードルフの理念に学び、「愛着の絆」・「永続的な支え」を核とした「地域に支えられる社会的養護」のプログラム開発及び人材養成を行いました。また、わが国で今後求められる「地域養育ネットワークづくり」や「社会的養護の社会化」をめざし、市民ネットワークづくり、専門家・行政・企業の協働の構築を図りつつ、市民公開フォーラムを開催しました。

< 評価部会委員によるコメント >

国や行政の責任とされがちな「社会的養護」の市民化、社会化をめざし、家庭的養護と専門的ケアとを有機的に結び付けようとする社会的実験である「子どもの村福岡」設立を進める活動の一環として、公開フォーラムの開催、人材育成のための研修事業等に対する助成である。

企業や地域社会の深い理解を得ようとする意図も込められており、社会的養護の社会化をめざす活動の意義は大きい。フォーラム開催も、企業人の直接参加が少なかった(レセプション等には参加)ほかはほぼ成功しており、報告書もまとまっていて読みやすい。厚労省の社会的養護担当課長もパネリストとして出席しており、国の関心も高い。さらに、その成果はメディアにも取り上げられ、千葉県や日本社会事業大学等においても同種の企画がなされるなど波及効果も見られている。目的がやや子どもの村福岡の設立に特化されすぎている嫌いはあるが、その試みこそが活動の集大成であることを思うとき、この大会が、子どもの村福岡実現のための礎となったことは大きな意義があったといえる。

また、今回の子どもの村福岡設立準備自体が研究開発ととらえられ、システム・管理、研修企画・実施、建築・管理、地域協働の4チームに分かれて課題整理や検討、実践が進められている。研修事業は、育親(里親)などの担い手の育成とともに企業や地域社会の深い理解を得ようとする意図も込められており、その意義もまた大きい。また、研修事業を通じ、育親候補の養成も進み、その成果が期待される。大きな意義を有する事業の準備を加速させる重要な助成となったといえる。

こうした実践活動の結果、子どもの村福岡は、2010年4月の開村をめざして、市民、行政、企業、専門家の協働でいよいよ建築が始まることとなった。

ただ、目的が子どもの村福岡の設立に特化されすぎているため、研修事業そのものの報告書が十分でなく、平成21年度から国の制度として導入された各種里親研修のモデルとなるであろう本事業の実際が、十分に取りまとめられていないのは残念である。団体として取りまとめる意義は認識しているものの、現在は子どもの村開村に向けての準備を優先せざるを得ないため、いずれは、育親（里親）育成までのプロセスや、企業や行政と市民との協働のプロセスを取りまとめていただけることを期待したい。そのことが、貴重なノウハウの積み重ねを全国に広げる特別分助成の意義を増すことにつながるであろう。

<助成事業による成果物など>

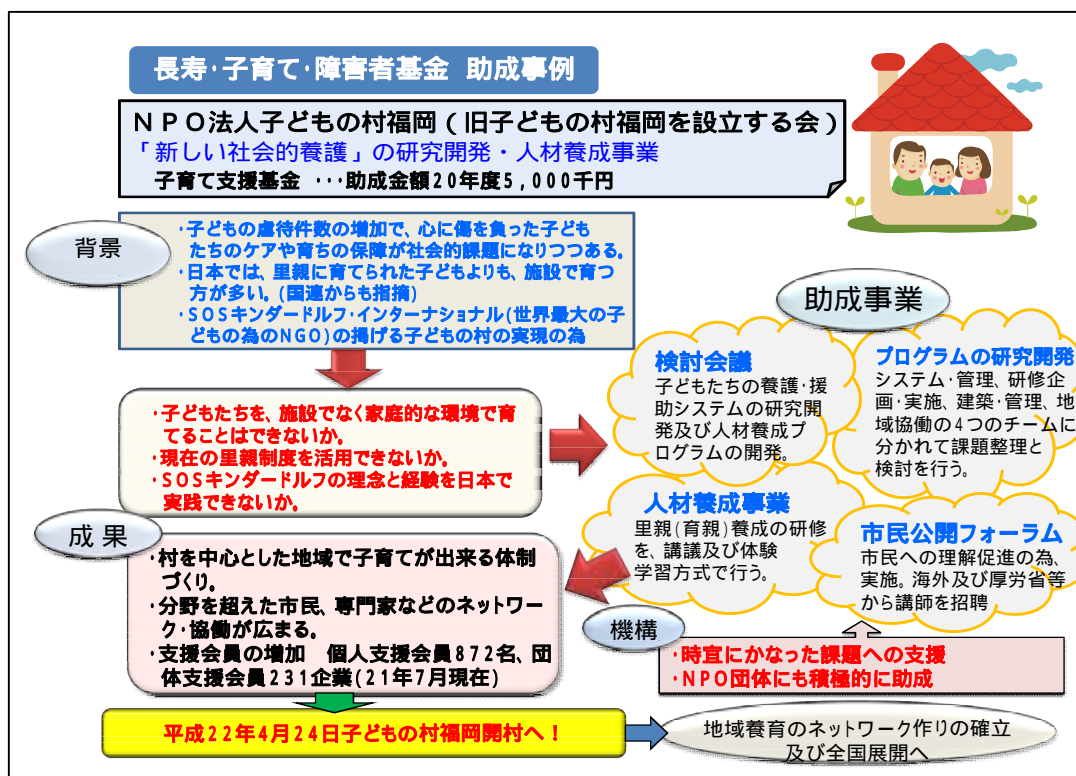
- 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり報告書」報告集
- チラシ
- 写真データDVD

(団体の問い合わせ先)

〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂2-3-1 2階

TEL: 092-737-8655

<http://cv-f.org/>



特別分：子育て支援基金

特定非営利活動法人 日本アーツセンター

【児童を対象とした手作り木造船航海体験と地域交流事業】

(助成金額：4,996千円)

< 団体による事業の紹介 >

「自らの手による物作り」が児童の心に与える効用に着目した、行政や学校、大学等子育て支援に取り組んでいる団体と連携を取り異なる地域の児童との交流を行い友情を深めるためサポートを実施することを目的としました。

< 評価部会委員によるコメント >

2年にわたる事業で、初年度は船の建造を、2年度目はその艤装と仕上げを行い、上流と下流の子どもたちの交流を行った。多くの困難が予想されるプロジェクトに挑戦し、着実な準備態勢のものに大きな成果を上げることができた。アートイベントとしても興味深いので、ビデオ編集で記録し広めてほしい。初期投資としての舟の建造ということもあってコスト高になったのはやむを得ない。この投資を、今後どのように効果的に活用するかがカギになる。

< 助成事業による成果物など >

報告書

パンフレット

小冊子

(団体の問い合わせ先)

TEL : 03 - 3292 - 1941

<http://nippon-artscenter.com/>

特別分：障害者スポーツ支援基金

特定非営利活動法人 スマイルクラブ

【知的障害者のスポーツ・運動指導に携わるボランティアリーダー育成事業】

(助成金額：4,979千円)

< 団体による事業の紹介 >

知的障がい者（児）のスポーツ・運動指導に携わるボランティアの育成環境を改善することを目的とし、各領域の専門家からなる委員会を設置してボランティアマニュアルの作成をしました。また募集方法を充実するためにHPの作成、ポスターとチラシを各市町村、大学、高校、各専門家とのネットワークを構築して配布し募集を行いました。さらに知的障害をもつ子も参加できる「運動が苦手な子の教室」で研修を行い、教室の安全性の確保のためにCPR講習会を行い資格を取得。活動に参加したボランティアの意識高揚につなげるために体験発表会を開催しました。また事業の普及のために報告書を作成し関連団体へ配布しました。

< 評価部会委員によるコメント >

～研修会等の開催について～

120名ものボランティアの参加を得て、研修会を予定通り実施したことは評価でき、またその内容もよく検討されている。

研修をOJTで行い、募集から育成もよく検討されている。

残念ながらボランティアマニュアルの作成が遅れ、研修に十分活用されなかったことは課題が残るが、今後の研修に活用できるものであり、期待したい。

ボランティア育成後も体験発表会を行い、報告書を作成し、事業の内容をより広く知らしめる工夫がされている。

～マニュアル等の作成について～

ボランティアマニュアルは作成されており、その内容も専門家の意見も取り入れよく検討されたことが伺える。

残念ながら、内容の難しい部分が含まれており、内容の統一が検討されるとなおよいものになったと思われる。

検討の結果、内容を少なくしたと報告されているが、もう少し実践の部分のボリュームがあってもよいと思われる。

< 助成事業による成果物など >

ポスター

(団体の問い合わせ先)

〒277-0858 千葉県柏市豊上町23-29

TEL: 04-7169-4183

<http://smile-club-npo.jp/>

地方分：高齢者・障害者福祉基金

特定非営利活動法人 はるな会

【手作りとうふ工房事業】

(助成金額：2,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

障害者就労訓練と雇用の確保を目的に、豆腐製造業者からの指導の下、「手づくりとうふ工房」を設立。道産素材と手づくりにこだわり、ラッパを吹きながら引売りを行うことで、地域の防犯効果もあり、住民に受け入れられつつあります。これら一連の体験や様々な顧客とのふれ合いは、喪失体験の大きい精神障害者にとって、仕事への誇りと自信に繋がり、リカバリー効果も大きかったと思います。

< 評価部会委員によるコメント >

障害者自立支援法により、自分たちの今後を考え継続できる仕事を企図した。精神障害者の就労と地域生活の支援のために自主製品の「豆腐」に着目し、半加工(豆乳を仕入れて成型)ではあるが手作り豆腐をつくり、店舗を構えると共に、地域にラッパを吹いて引き売りをしている。このことで精神の障害者の賃金はそれまで同 NPO で取り組んでいた内職では1万円(月額)を超えるのが最大だったが、一番高い人では2万円を超えるようになった。なによりも、働いている人からのヒアリングでは「内職と違って社会と近くなった。お客さんの対話、接客できるのがやりがいがある。1年前まではお客さんに声をかけることすらできなかった。豆腐は奥が深い」とやりがいと、この仕事を通じて地域の人との交流や、自信につながっていく話を聞くことができた。店舗開業に当たっての改修費が機構の助成でできたということで、改修に当たっては合い見積もりを取るなどの工夫をしている。

また店舗デザイン、ロゴマークなど豆腐のブランド化を考え、実行するなど「障害者の福祉」的な店作りではなく、地域で他店と競争できる店作りを考え、根付いてきている。店があることで NPO 法人への理解が得られるようになったという。

また地域の高齢者や子どもたちが集まる場ともなり、今後は子どもと親を対象に「手作り豆腐」のイベントをしたいと、事業の発展が期待できる。

また子どもたちが何かあったときに駆け込める防犯効果の役割も担えそうで、今後は期待したい。

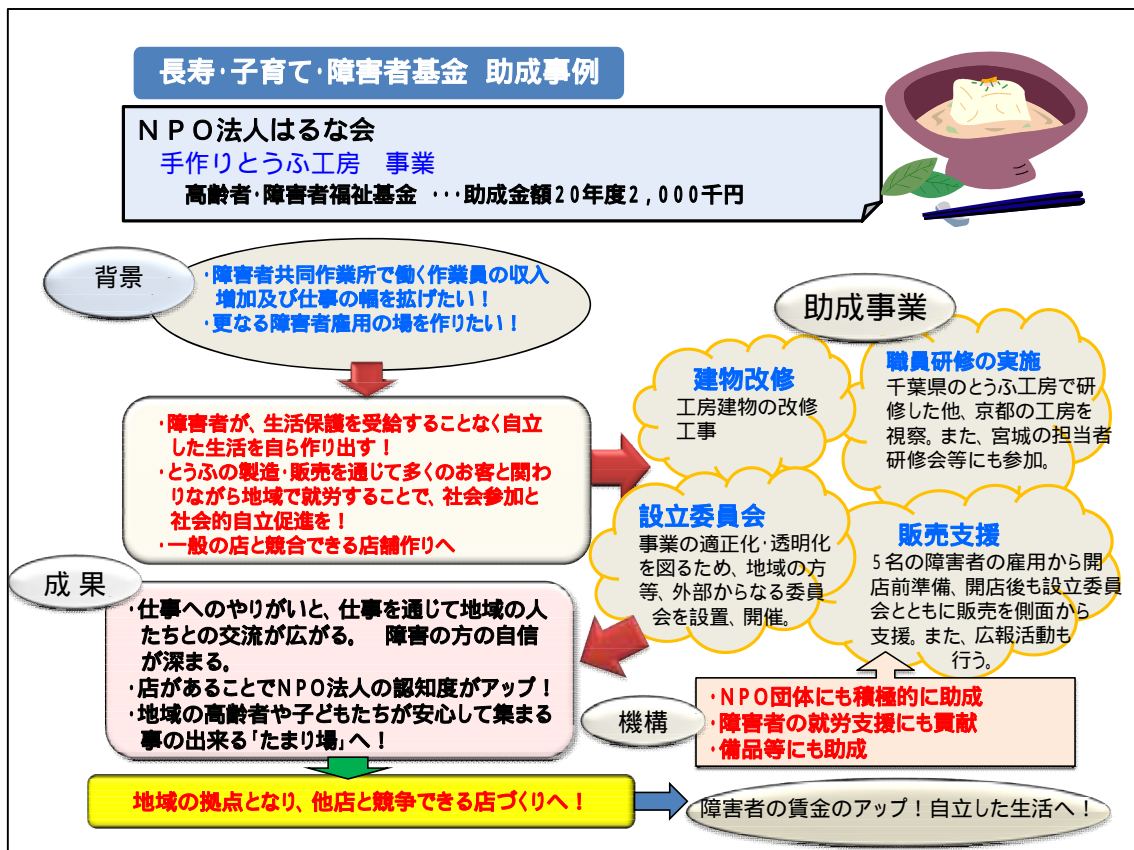
< 助成事業による成果物など >

チラシ

(団体の問い合わせ先)

〒063-0814 北海道札幌市西区琴似4条7-1-47

TEL: 011-641-0086



地方分：高齢者・障害者福祉基金

特定非営利活動法人 チャレンジドネットワークみやぎ

【パン製造等による障害者就労支援事業】

(助成金額：2,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

地域活動支援センターが訓練給付事業に移行し、障害者の自立に向けた活動を行うに当たり、その基本的な条件として工賃の引き上げが大きな課題となっておりました。当作業所の活動の大きな部分は農業ですが、作業所全体の基盤整備を進める中で、工賃引き上げの生産手段としてパン等の生産設備（スチームコンベクション）の導入を図り、パンや干ヤーコン芋等の製造販売による収益力の向上を目指しました。

< 評価部会委員によるコメント >

自己評価は、普通の水準という認識をされているが、全般的にこの機材を有効活用しようとする意欲に満ち、創意工夫されている。

健康志向の高まっている社会的背景とも伴い、ヤーコン茶がヒットし、この機材活用により量産が可能となり収益も将来的には期待でき、障害者自立支援につながっている。

パン製造も受注して焼くというスタイルをとり、ムダを省いている。

機材は利用者の食事等にも利用され、商店等のみあたらない地域状況にあってよい活用方法がとられている。

作業所も清潔であった。

(団体の問い合わせ先)

〒981-3217 宮城県仙台市泉区実沢字湧上り屋敷1 - 1

TEL : 022 - 777 - 3616

<http://www3.ocn.ne.jp/~cnm/>

地方分：高齢者・障害者福祉基金

特定非営利活動法人 訪問理美容ネットワークゆうゆう

【べっぴんしゃんと地域伝承料理で粋粋交流ネットワーク構築事業】

(助成金額：1,842千円)

< 団体による事業の紹介 >

高知県東部8市町村10地域で地域高齢者支援団体との連携活動で「べっぴんしゃん美容講習会」の実施と「地域伝承料理講習会」と調査活動を実施して来ました。美容講習会では閉じ籠りの方が「初めて参加して気持ちが晴れました。次回も参加します。」とありました。地域で暮らす高齢者に美容講習と伝承料理交流会で249名の参加があり高知県東部地域での新たな交流ネットワークを築く事が出来ました。

< 評価部会委員によるコメント >

訪問理美容のNPOが、着付け、メイクアップの「べっぴんしゃん」事業で高齢者の社会参加交流を行うほか、伝統料理交流会を開催、「ふれあいサロン」活動の実態調査の3本立ての事業で、盛りだくさんであったが全て実行した。しかも休業中のエステサロンを新たに運営することや「ふれあいサロン」活動の委託を自治体から依頼されるなど地域との交流や波及効果も上がっている。過疎地域での高齢者の引きこもりを防止して、世代間交流にも役割を果たしていた。継続発展していく意思も強く、今後が楽しみである。

ただ「ふれあいサロン」の実態調査は調査者を頼んで実施し、調査項目、依頼状などにもう少し配慮が必要かと思われる。広報や成果をまとめ次につなげていく力もあり、今後このNPO活動が地域の起爆剤になることを期待したい。

< 助成事業による成果物など >

報告書

チラシ

写真

本：東部に元気ときれいの風を！

べっぴんしゃんと粋粋伝承料理交流ネットワーク事業

(団体の問い合わせ先)

〒781-8104 高知県高知市高須3-1-58 谷岡ビル2階SCサロン内

TEL: 088-861-3644

地方分：子育て支援基金

輝け「いのち」ネットワーク

【社会的養護を必要とする児童の地域まるごと子育て事業】

(助成金額：1,962千円)

< 団体による事業の紹介 >

虐待を受ける等社会的養護が必要な児童を西和賀地域まるごと活用しながら子育て支援していく取り組みを実施しました。具体的には、首都圏の児童養護施設の子もたちの通年でのホームステイ事業、更にはこれからの地域養護のあり方を研究する事業を実施してきました。これらを通して地域での子育て支援体制が確立されてきました。

< 評価部会委員によるコメント >

虐待を受けた子どもたち等、社会的養護が必要な子どもたちを、地域の自然、人、文化を生かし、地域全体で受け入れ養育する意欲的な実践であり、きちんとした成果を上げ、今後さらに取り組みをすすめ、活動の拠点となるファミリーホーム設置する将来構想も描いている。過疎地であるが、自分たちで命を守った村としてよく知られた地域であり、地域と住民が培ったものを活かし、子どもたちを受け入れる取り組みは、地域の高齢者が新たな役割を見出し地域を活性化する可能性も広がっている。関東方面から参加する養護施設の子もたちは4泊5日で古民家で都市では経験できない自然を生かした本物の経験をし、県内の施設の子もたちは、1泊2日で地域の住民の家にホームステイし、家庭を経験するという2つのプログラムで運営されている。プログラムには施設、行政機関、大学、ボランティア、住民等が参加し、ネットワークが構築されている。地域にホームステイを受け入れる家庭が増えている。将来さらに増やす計画があり、受け入れ家庭や、プログラムを企画支援する中心になるファミリーホームを構想し地域全体で要援護児童の養育にと入り組もうとしている。

しっかりした構想と研究、中心になるすぐれた人材がいることで確実な成果を上げている。この取り組みを広げる取り組みも様々な機会を通して行われている。活動は注目されマスコミなどでたびたび取り上げられている。

地域全体で社会的養護が必要な子どもたちを受け入れる道を切り開いた画期的な取り組みである。

地方分：子育て支援基金

特定非営利活動法人

Big Brothers and Sisters Movement21 School

【児童養護施設等退所児童に対する居場所づくり事業】

(助成金額：547千円)

< 団体による事業の紹介 >

児童養護施設に入所している児童は、義務教育終了後就学しない場合、施設を退所して自活しなければなりません。生活力の弱い児童が就職し自活することは非常に困難で、軌道に乗るまで大人のサポートが欠かせません。

そこで、対象児童に安心できる居場所「わだちの家」を提供し、ミーティングやカウンセリング等を実施することにより精神的な拠所を確保し、調理体験を通じて就労への意欲を向上させることにより、児童の社会的自立の促進に寄与します。

< 評価部会委員によるコメント >

BBS運動のなかで気づいた問題行動のある少年の背景に関する知見から家庭的かつ従来の社会的擁護としての児童養護とはことなるアプローチにより退所後の居場所作りのための第一歩として本プロジェクトを開始している。伝統的な児童養護施設の延長としての自立援助ホームとは異なるタイプの試みとして注目され、またBBS運動をはじめ若者たちがかかわる児童分野の新たな活動領域を切り開いている。調理体験の形は変更したものの、それ以外については当初の1名の退所者への対応であったのが、最終的には5名となり順調に推移したといえ、少ない助成額でこれまでしっかりと事業をおこなっていることをみると、コスト・パフォーマンスというよりも、ベストバリューを実現しているともいえる。

執行も適切である。

< 助成事業による成果物など >

リーフレット

会報「わだち通信」

写真データDVD

(団体の問い合わせ先)

〒640-8411 和歌山県和歌山市梶取127-6 (自立援助ホーム「わだちの家」)

TEL: 073 419 0888

<http://space.geocities.jp/wadachinoie/home.html>

地方分：子育て支援基金

特定非営利活動法人 子どもネットワーク可部

【子育て支援のネットワーク作りのための『親の時間』『親子の時間』および『サポーター養成』事業】

(助成金額：1,058千円)

< 団体による事業の紹介 >

昨年度に引き続き講師を招聘して「親の時間」を開催し、互いに「聞きあう」ことや安心して話すことのできるコミュニティとしての役割が明確になりました。また、「親の時間」に取り入れられている手法である「再評価カウンセリング」の基礎講座を実施することにより、スタッフのスキルアップを図り、「親の時間」のリーダー養成に役立てることができました。

< 評価部会委員によるコメント >

本事業は、子どもの育ちや保護者の子育て支援を行う団体が、保護者の当事者能力を高めるための支援手法の修得とそのスキルを活用した教室の開催、実践とスタッフの援助者としての力量を高めるための講座を同時並行で進めた複数年事業である。

1年次目にいくつかの活動を実施して継続的に取り組むべき活動を定め、2年次目にはそれを「再評価カウンセリング」に焦点化して、事業(親の時間)実施とスタッフ育成とを同時進行させている。それによって、事業実施にともなうスーパービジョンを講師から受けることもでき、事業自体の進行に有意義に働いている。複数年助成の効果が発揮された事例であるといえる。遠方から講師を呼んで事業を行ったり支援手法を講師から学ぶだけでなく、受講したスタッフが自ら支援者となって「親の時間」活動を開始しており、講師によって蒔かれた種が確実に実を結びつつある事業である。助成終了後も自主事業として継続されており、また、スタッフの力量アップにもつながっている。

報告書も、カウンセリング事業報告という守秘義務上の限界を有しながらも、その成果を伝えようとする工夫がみられている。ペアレンティング・プログラムの開発・普及や子育て支援者の支援手法の一つとして、今後の動向も注目される。

これからの助成事業は、子育て・子育て支援の場や活動の広がりを支援するだけでなく、それぞれの支援者にマッチしたプログラムや支援手法の開発・定着を支援していくことも大切であり、そのためには、比較的じっくり取り組むことのできる複数年助成が有効であることが確認できた事例であった。

< 助成事業による成果物など >

チラシ

(団体の問い合わせ先)

〒731-0221 広島県広島市安佐北区可部4-10-8 石田ビル2階

TEL: 082-815-1530

<http://www.konetkabe.npo-jp.net/>

地方分：高齢者・障害者福祉基金

特定非営利活動法人 ひやしんす

【精神障害者の就労支援「宅配サービス」事業】

(助成金額：2,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

喫茶店の立地する地域は高齢化が進捗し独り暮らしの方等が多く、出前に併せて「簡単なサービス(買い物・家事援助など)や安否確認」の要望があり、「宅配弁当サービス」事業を始めました。

働くメンバーである精神障害者がそのサービスを主体的に行えるように、介護講習会や実施指導・施設見学会などを実施しました。

< 機構事務局によるコメント >

精神障害者等の自立生活を目指す活動として、精神科病院内の喫茶店の開業に始まり、現在の取り組みまで徐々にステップアップしてきている。今回、当事者の自立生活支援という目的に加えて、事業の実施により、地域の理解や自治会を中心とした地域社会との絆が深まっていることは注目すべき点である。障害者の自立支援事業を運営するに当たっては順調に遂行できている一例といえる。(=地域にソフトランディングできた例)

当該 NPO 法人は、精神障害者(当事者)や作業療法士の任意グループに端を発しているが、法人化後も同様のメンバーで活動していることから、理事長をはじめ法人役員には精神障害の当事者が多い。障害者の自立支援という点においては、喫茶店の調理人・配達人というだけに止まらず、NPO 法人運営や今次事業の企画等にも参画していることは、自立支援・就労支援の1つの重要な方策となっている。

核家族化の進展といったことに象徴されるように、現代社会においては、各家庭のプライバシー保護という点を非常に重く感じる家庭も多い。その一方で、「在宅におけるお手伝い」が必要なケースにおいては、各家庭のプライバシーを保護しながら、同時にお手伝いが求められる。そこでは、「精神障害者は必要な事以外は行わない」という活動が要求に合致することがある。障害を持っていることを逆転の発想で活用することにより、当事者の自立生活の向上だけでなく、障害者の就労支援や地域社会への貢献といった大きな事柄にもつながるという点に大きな可能性を感じた。

【障害者(支えられる立場)から自立生活へ、更には支える立場、地域社会への貢献へ】

障害者の就労支援の型としては、単に与えられた仕事や決められた仕事を淡々とこな

すというのではなく、地域社会へ積極的に出て行き、地域のお年寄りや子育てママ等への支えやお手伝いを通じて、各自の持っている「力」を発揮していく、という活動であり、今回の助成事業は、そのための「力」を養うための講習会の実施や当該活動を軌道に乗せるための広報活動（地域向け説明会の開催や広報誌の発行）に対するものであり、先駆的な活動であると思料される。

< 助成事業による成果物など >

活動写真

会報「ぼてと通信」

（団体の問い合わせ先）

〒651-1201 神戸市北区山田町上谷上古々山 2 9 - 2 2 1 カワイケ駅前ビル 3 F

TEL : 078 - 581 - 3796

<http://www.hiyashinsu.org/index.html>



地方分：高齢者・障害者福祉基金

特定非営利活動法人 ワークスみらい高知

【就労トレーニングのためのカフェ開設・運営事業】

(助成金額：2,000千円)

<団体による事業の紹介>

カフェを開設し、より実践的な就労トレーニングを実施。交通量の多い市街地での立地により予想を超える来客を得て、多忙な中で障害者が急速に力を付けていきました。5ヶ月目には第一号の一般就労を実現したほか、賃金面においても予想を超える売上により、平均時間給450円程度を実現することができました。地域の店としてしっかり定着し、毎日120名～150名の来客を得ています。

<機構事務局によるコメント>

当団体が運営するカフェに着いて、まず印象に残ったのが、障害者が働いているお店であるにも関わらず、看板やパンフレット等、表に出るものには一切表示されていないこと、来客者が多く、特定の客層に偏らず、年齢層が非常に幅広いことであった。

広報等も含めて「障害者」を表に出さないのは、「障害関係者しか来ない」というような狭い世界に偏るのを避けるため、また障害者でも「出来る」部分に注目することで、一般社会に伍していこう、という代表の信念に基づいたもの。

代表が成功しているのは、自らも障害者に対しても「出来ることは何か」という部分に注目しており、またそれを実行に移しているからであり、障害があることにより出来ない部分についてもシステム化や機械化することで補い、十分に能力を発揮させていることがうかがえた。

障害者の就労支援の一環として、カフェでの実践等の前にもうワンクッション置いた学校スタイルのもの(座学、集合研修等による社会人の一般スキル、心構え、応対、パソコンなどの基本スキルの習得を目的としたもの)を次の事業として検討しており、これも実現すれば非常に意義のあるものになるのではないかと感じた。

「障害者だから」という既定概念自体を取り払ったところから発想がスタートしており、障害者、また現状の制度や環境の中でも「出来ること」に注目すると、これだけの事業を展開し、信頼も集められるものなのだと認識させられた。

カフェとケーキ工場を見学させてもらったが、非常に繁盛し、「また来たい」と思わせるような空間を作り出しており、「障害者」や「福祉」的なものを全く感じさせない。また、機械化など障害者に対するフォロー体制もしっかりと整備されており、就労支援の模範的な事例として紹介したいと思わせる事業であった。

ただこれは、代表の非凡な経営センスと発想力、行動力によるものも大きく、どの団体でも出来るという事業展開ではないようにも感じられた。

< 助成事業による成果物など >

活動写真

チラシ

(団体の問い合わせ先)

〒780-8011 高知県高知市梅の辻9 - 9

TEL : 088 - 879 - 0345

<http://www.worksmirai.com/join.html>

地方分：高齢者・障害者福祉基金

**特定非営利活動法人
コミュニケーション支援センターふくろう
【高齢聴覚障害者生きがい対策（ミニデイサービス）事業】**

（助成金額：1,750千円）

< 団体による事業の紹介 >

同じ障害を持つ人達の集える場を提供することで、お互いの生活を高め合い、健康や生きがいを維持し、あるいは取り戻して、自立した地域生活へと結びつけることを目的としてミニデイサービスを実施しました。手話でコミュニケーションが可能な支援者とともに、創作活動、社会見学、介護予防体操教室、医療、福祉等をテーマにした情報提供等の取り組みを実施しました。孤独感の解消・健康管理に対する意識の向上等予想以上の効果が得られました。

< 機構事務局によるコメント >

手話通訳等については近年多く見られるようになったが、必ずしも情報が聴覚障害者の視点で発信されているものではなく、情報が不十分で地域資源が活用できなかつたり、孤独感を持つ聴覚障害者が多かつたりという問題意識から、本事業が企画された。当団体は、鳥取県ろうあ団体連合会西部支部という当事者の運動団体が、手話奉仕員養成講習会等の事業を行う中で本団体が設立されたため、本事業は個別支援を考慮した事業展開が丁寧に行われている。情報が行き届かず、利用が困難な状況にあり、かつ満足な利用ができない利用者にとってサービス提供の意義は非常に大きい。また本事業は複数年で実施したため、サービス利用者の発掘から利用定着まで十分に実施することができたと考えられる。団体の活動目的の根幹は聴覚障害者の自立生活であるため、サービス提供時に利用者自身も力をつけていけるように健康チェックの習慣化をさせるなどの学習も進めていった。利用者のサービス利用の定着とともに、利用者が欲しい情報を意見だしするなど、利用者の学習意欲を引き出し、利用者の主体性も確立されつつある。引きこもりや孤独になりがちな聴覚障害者にどこに行けば情報を得ることができるのかということの本事業を通し定着させ、自立生活を促した。

実施にあたり、個人情報保護が壁となり、聴覚障害者の掘り起こしにかなり苦慮したという。しかし2年間の助成期間で、ミニデイサービスの定着化を図ることができ、その実績をもって行政との交渉もできるようになった。事業継続のために当事者として何が不足し、何を求めるかというはっきりとしたビジョンを持ち、そのビジョンに対する

中長期的な計画と単年度計画を団体が明確に持っていることによって、この複数年で実施した事業成果の意義は大きい。継続した事業に向けて安定した財源確保や拠点の整備に向けた予算確保に今回の事業の成果がうかがえる。

実際に本年度より、モデル事業として2年間の行政予算の確保ができ、拠点を構える計画が着実に進んでいる。また今後は団体がこれまでの活動を通じて課題としてきた難聴者・中途失聴者と手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者とを分け、それぞれに対応した支援、集団への参加ができない方への訪問支援など支援の個別性にも工夫をこらし、回数を増やすなどより充実させながら実施していく予定である。活動拠点の整備についてもこれまでは聾学校や福祉保健総合センターの一室を使用してきたが、今後は自分たちの活動拠点を設け、利用者のニーズに柔軟に対応が可能となり、安定した事業展開が期待できる。本事業は、東西に広がる鳥取県における県全域を対象に、モデルとして広げていくほか、全国へのモデル的な事業として発展していくことが期待できる。

< 助成事業による成果物など >

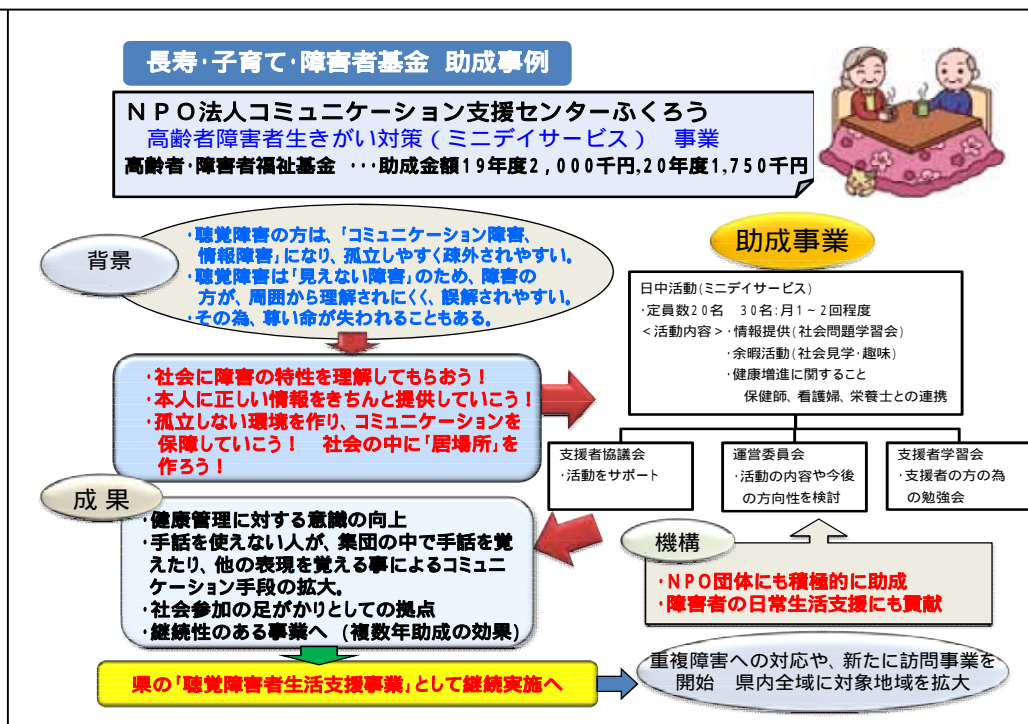
高齢聴覚障害者生きがい対策（ミニデイサービス）事業報告書

（団体の問い合わせ先）

〒683-0004 鳥取県米子市上福原7-13-1（鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校内）

TEL：.0859-32-7338

<http://hukuroh-tottori.jp/index.php>



地方分：子育て支援基金

子ども夢フォーラム 【パパのための児童虐待抑止啓発講座事業】

(助成金額：2,000千円)

< 団体による事業の紹介 >

各家庭での子育て環境を整えることを目的に、子どもの声を電話で受けとめ期間中8,100件の受信がありました。それを基に、「パパのための児童虐待抑止啓発講座」を実施し、延べ348名の参加があり、今後も続けてほしいという要望がありました。また、子どもの声を受け止める「受け手」の養成講座を実施し、15名が参加。新たな「受け手」を増員することができました。

< 機構事務局によるコメント >

この団体は、平成11年度に設立し、現在までチャイルドラインや児童虐待などの問題に取り組んでいる。また過去に助成金を使った事業が、その後も団体の活動として、継続している。

今回は父親にターゲットを当て、チャイルドライン(子ども専用電話)、講習会、電話の受け手養成講座と、あくまで子どもの視点にたった事業を展開している。評判もよく、講習会に関しては、未婚の男性の参加があることや、行政とも協力して、企業での講習会開催など、企業などと連携して相互的にうまく機能している。更に講習会では、ワークショップ方式を採用している。今年度も引き続き継続して実施している。

しかし、欲を言えば、成果物に子どもの声やワークショップの当日資料等も盛り込むと、この事業の広報・普及の面でも更に有効ではないかと思われる。

団体としてここまで来るのに、およそ10年かかったとはいえ、行政との連携もうまくいっており、今後とても期待が持てる内容である。

子どもの話を聞いているようで、結局大人は自分の考えに当てはめようとしている。子どもの話に父親が出てこないのは、母親、夫婦コミュニケーションの問題があり、団体を通して様々なきっかけ作りになりたいと、代表が熱く語っていたのが印象的。

現在失われつつある地域コミュニティの問題解決のための一方法としての側面を持ち、全国的に広く普及してほしい内容であった。

< 助成事業による成果物など >

パパのための児童虐待防止啓発講座アンケート結果報告書

(団体の問い合わせ先)

〒921-8101 石川県金沢市法島町11-8いしかわ子ども交流センター2階

TEL: 076-214-5680

<http://www.yumeforum.org/>

地方分：子育て支援基金（モデル事業：“ふるさと”ふれあい子育て支援事業）

特定非営利活動法人 うていーらみや

【子育て支援プロジェクト事業】

（助成金額：2,000千円）

< 団体による事業の紹介 >

子育てにかかわる諸問題を、自然と文化の荒廃に起因すると考え、わらべうたの採集と伝承を通して世代間の交流の場を作ることにより、古来からの子育ての智慧との結びつきを図ります。また、沖縄には子どもの成長を願う事業に伴う伝統おやつがあり、その由来を知り実際におやつ作りを体験することにより、わらべうたとは違う視点から子育て文化の継承を図ります。

< 機構事務局によるコメント >

この事業は、当事者である子育て中の母親が、自分たちが子どもの頃伝統であった「子どもを地域全体で育てる」という風土が、現在失われつつあるという現実を、子育てをしながら感じたことで、何かを媒体として、母親達当事者が楽しく、周囲と協力しながら子育てができたという事を感じたことからはじまった事業である。「わらべうた」は、その短い文章の中に想いがこめられていることに気づき、子どもにとって、一つ一つが短いものなのでなじみやすいだろうという事に気づき、10年以上前から「わらべうた」の収集活動などを始めたのがきっかけである。

法人設立は平成15年。平成17年に当機構の助成を受けて「子育て支援プロジェクト」を行っている。この事業をきっかけとして「わらべうた研究会」発足し、現在も活動を続けている。

今回の事業は、親と子のわらべうた教室、おやつ作り教室、宮古島でのわらべうた採取活動、わらべうたCD付テキストの作成、わらべうた伝承のための守姉講座、出前講座、広報活動、備品整備など、本当に多様な活動を行っている。しかし、どれをとっても、目的がはっきりしており、この助成金額でここまでできるのかと関心させられた。

今回の全ての事業が、新しく始めたと言いきれないものもあるが、既存の事業を一段拡充させるとともに、特におやつ作りや宮古島でのわらべうた採取等、新しい取り組みも確実にやっている。その中のわらべうた採取活動は、機構の助成を受けているということで、地区社協からの協力も得やすかったとのこと。

何よりも素晴らしいことは、地方紙に大きく取り上げられ、世界遺産「識名園」での4日間の「わらべうたフェスタ」をはじめたり、更には、県議会で取り上げられ、県内

の全保育園に「わらべうた」を積極的に取り入れていくことが決定する等、大きな広がりを見せているところである。

会員数も150人を超えており、現在も増加しているが、スタッフ10名は全員無給とのこと。また、現在は収益活動を行っていないため、今後「わらべうた」CD販売等で収益活動を行っていくことが今後の課題だが、団体としては今後は、出向くばかりでなく、拠点作りをしっかりと行いたいと目標もはっきり持っている。モデル事業（「ふるさと」ふれあい子育て支援事業）としてフィットした事業である。

< 助成事業による成果物など >

趣意書

チラシ

リーフレット

ポスター

「子育てわらべうた」CD & 詩集

「守姉講座」DVD & テキスト

(団体の問い合わせ先)

〒903-0802 沖縄県那覇市首里大名町1 - 277

TEL : 098 - 886 - 5083